## 厚岸町議会 平成27年度各会計決算審査特別委員会会議録

平成28年10月21日午前10時00分開会

- ●委員長(大野委員) ただいまから、平成27年度各会計決算審査特別委員会を開会いた します。
- ●委員長(大野委員) 審査に入る前に理事者側から発言を求められておりますので、これを許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。 税財政課長。
- ●税財政課長(星川課長) お手数をかけて申し訳ございません。私のほうから、決算に併せてお配りした決算資料がございます。この決算資料の訂正をお願いいたします。12ページの税外収入状況調というページがございまして、ここの科目で言いますと、財産収入の欄の生産物売払収入の部分でございまして、しいたけ菌床売払代のところ現年・滞繰分となってございまして、この滞納繰越分の収入率の欄が0.0とありますが、ここを14.6に修正のほう、訂正をお願いいたします。お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。
- ●委員長(大野委員) よろしいですか。

(はいの声)

●委員長(大野委員) これより、審査に入ります。進め方は、款・項ごとに進めてまいりたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。 それでは、款・項ごとに進めてまいります。
- ●委員長(大野委員) 先の第3回定例会において、本委員会に付託されました決算認定 9件のうち、はじめに、「認定第1号 平成27年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定 について」を議題といたします。

●委員長(大野委員) 各会計歳入歳出決算書の13ページをお開き願います。

事項別明細書の歳入から進めてまいります。

なお、項によっては、ページ数が複数に及びますので、質疑の際は、ページと事業名 を特定のうえ、行ってください。

それでは、進めてまいります。

1款 町税 1項 町民税。

(なし)

- ●委員長(大野委員) 2項 固定資産税。 8番、南谷委員。2項ですか。
- ●南谷委員 委員長、町税全体でやりたいんですけれども。町民税を主体にやりますけれ ども、よろしいですか。

平成27年度の町税でございますけれども、いただきました資料を拝見させていただきました。収納率でございます。平成27年度は99.2パーセント、総体での収納率、平成26年度が99.3パーセント。0.1パーセントのダウンと残念な結果に至ったということでございますけれども、調定ベースが平成26年、11億7,619万4,438円。これに対して平成27年は、ここに記載のとおり11億7,420万5,164円ということで、約200万の減となっているんですけれども、現年度分の差額だとですね。現年度分の差額なんですけども、現年度分は1,900万ほど増えているんだけど、滞繰のほうは2,100万減になっていると。この分が200万になっているのかなというふうに理解をいたしました。

その上でお尋ねをさせていただくんですけれども、27年度の町税の収納率の状況というものが、数字、私なりに理解はさせてもらったんです、総体の数字というものをね。 税財政課として、この動き、26年度対比で、どの様に捉えておられるのかお伺いさせていただきます。

- ●委員長(大野委員) 税財政課長。
- ●税財政課長(星川課長) 私のほうから、町税全般ということですのでお答え申し上げます。

委員からご質問のありました分につきましては、委員の仰るとおり現年ベースでいきますと、調定額ベースでは約1,900万程が伸びているということで、この現年分の伸びにつきましては、平成27年度でいきますと、大きいものとしては漁業関係の部分での増となっております。更には、法人税につきましては、業種からいきますと、建設業関係の部分が伸びているということもありまして、トータル、現年分で言いますと1,900万円が伸びているということでございます。滞繰分でございますけれども、先ほど委員から言われたとおり額面で言いますと、昨年より2,100万円ほど落ちてございます。これにつきましては、昨年度の不納欠損処理の分もやっておりますので、この分も含めて落

ちているということでございます。

それから収入の分でございますけれども、収入につきましては、我々のほうで、納税サイドのほうで折衝しながら色々やってきましたけれども、結果として収納率が0.1、昨年に比べて到達出来なかったということについては、少し残念だったなと思っておりますけれども、これは、99パーセントを超えて収納率があるということなので、これは皆さん方のご協力もあって、こういう結果になったのかなと押さえてございます。結果として、この0.1ポイントが足りなかったという部分が、現年の収入額が、未収となった部分が140万円ちょっとに、増額になったという構図になってございます。これにつきましては、会計年度内の中では、締め切った段階では未納だったんですけれども、月をかわして納入していただいたという方も結構ございますので、この分につきましては、そういった面では、我々としては滞納処分に至るまでの至らない間で処理されておりますので、そこはそこでまた、ご協力いただいているのかなと踏まえております。

いずれにしましても、昨年の部分でいきますと、調定額に現れているとおり税収が伸びているということは、厚岸町の町全体が活気づいてきたのかなという様なことを踏まえているところではございますが、今後については、また別になりますので、27年度については、そういったことで押さえているという状況でございます。

- ●委員長(大野委員) 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 大変分かり易い説明、ありがとうございます。私もその様に理解をさせていただきました。税収は結果的には増えたんですよね。収納率は落ちたんですけれども調定額が高くなってきたから、そのことは町としては良かったのではないのかなと。

それから、収納状況でございますけれども、0.1下がったにしても不納欠損の部分が非常に、私は大きく影響しているんだろうなというふうに理解をさせてもらいました。そういった意味で諸々、その数字を私なりに判断をさせていただいた時には、税財政課としては町に入って、しっかりと徴収業務をされてきたのかなと理解をしております。そういった意味では、これからも平成28年度、むしろ厳しい状況の推移が推測される中でありますから、なお一層、町民と触れ合って収納に努めていただきます様、頑張っていただきたいと考えますし、国保税、それからそれぞれありますよね、そういう部分を含めて厚岸町全体でバランスの良い、町民に、一方だけ、担当だけ、特定の課だけということではなくて、税財政課としてそういう使命も持っていると私は思います。

近年、そういう連携をしっかり取られてきていると判断しておりますので、その辺につきましても、一層その連携を密にされまして、片方だけ収納率が上がったということがない様に、全体でやはりきちっと収納業務に努めるべきだと考えますが、如何でしょう。

- ●委員長(大野委員) 税財政課長。
- ●税財政課長(星川課長) 私のほうから、税に絡んで、一番現年度分を、現年度の中で 納税していただくということが基本なんですけれども。基本として、一番問題になって

くるのが、滞納処分になった、滞納繰越の部分をどう解消するのかという部分が、一番 重要な部分になるのかと思います。

これは調定だけでなく、こういったものが国保税だとかそういったところまで波及していますので、そういった部分を如何に対応していくかという部分が、非常に重要になると思います。委員も仰っていただいたとおり、不納欠損につきましては、そのルールの中で、その年度年度で対応させていただきますけれども、そういった中でも個々の滞納者につきましては、ある程度納税の約束をしていただきながら、対応させていただきますけれども、ただ、そういった部分においても、生活を脅かすことのない様に、そういった部分も個々にそれぞれ対応させていただきながら、親切な対応を持ってですね、納税者のほうと対応していきたいと考えております。それにいたしましても、納税される方々の意識の問題もありますので、そういう部分も踏まえながら対応させていただきたいと考えております。

また、そういった部分で、税だけではなく国保税ですとか介護保険料ですとか、そういった部分が結構ありますので、そういったものも他課と連携させていただきながら、情報交換もですね、そういったことも踏まえてやっておりますので、これからもここは継続してやっていきたいと考えております。

(「はい、いいです。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 進みます。3項 軽自動車税。

(なし)

●委員長(大野委員) 4項 たばこ税。

(なし)

●委員長(大野委員) 5項 特別土地保有税。

(なし)

●委員長(大野委員) 6項 都市計画税、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 2款 地方譲与税、1項 地方揮発油譲与税。

●委員長(大野委員) 2項 自動車重量譲与税。

(なし)

●委員長(大野委員) 3款・1項 利子割交付金。

(なし)

●委員長(大野委員) 4款・1項 配当割交付金。

(なし)

●委員長(大野委員) 5款·1項 株式等譲渡所得割交付金。

(なし)

●委員長(大野委員) 6款・1項 地方消費税交付金。

(なし)

●委員長(大野委員) 7款・1項 ゴルフ場利用税交付金。

(なし)

●委員長(大野委員) 8款・1項 自動車取得税交付金。

(なし)

●委員長(大野委員) 9款・1項 国有提供施設等所在地市町村交付金。

(なし)

●委員長(大野委員) 10款・1項 地方特例交付金、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 11款・1項 地方交付税。

●委員長(大野委員) 12款·1項 交通安全対策特別交付金。

(なし)

●委員長(大野委員) 13款 分担金及び負担金、2項 負担金。

(なし)

●委員長(大野委員) 14款 使用料及び手数料、1項 使用料。

(なし)

●委員長(大野委員) 2項 手数料。

(なし)

●委員長(大野委員) 3項 証紙収入、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 15款 国庫支出金、1項 国庫負担金。

(なし)

●委員長(大野委員) 2項 国庫補助金。

(なし)

●委員長(大野委員) 3項 委託金、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 16款 道支出金、1項 道負担金。

(なし)

●委員長(大野委員) 2項 道補助金。

●委員長(大野委員) 3項 委託金、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 17款 財産収入1項 財産運用収入。

(なし)

- ●委員長(大野委員) 2項 財産売払収入。 6番、室﨑委員。
- ●室﨑委員 ここで、しいたけ菌床売払代、これは昨年来問題になっているところなんですが。今回の監査委員の意見書を見ても、非常に厳しい話がここに出ております。これに対してですね、毎回、同じことを聞く様で悪いんですが、どの様に担当者としてはこれを受け止めているのか。この監査委員の意見を受けてですね、その点についてお聞かせをいただきたい。
- ●委員長(大野委員) 産業振興課長。
- ●産業振興課長(湊谷課長) しいたけ菌床売払代の部分につきましては、昨年来から色々とご指摘をいただきまして、監査委員あるいは議会のほうから回収に努めるようにと。それと、再発が起きない様にということで、色々とご意見をいただきながら私どもも担当者として、そういったことがまた招かれない様に、その対応をとってきてございます。この収入未済額の回収に私どもも努めてきたところでございますけれども、ご質問者もご承知のとおり、今現在、1法人と1個人の方の収入未済があるわけでございますけれども、共々回収が難しい状況になってきているというところでありまして、法人につきましては、その法的な手続きの行方を見守っているというところ。個人につきましては、所在が分からないということで、何とか親族方々等を通じながら、相手方との連絡をとる手立てを今だ探っている状況でございます。
- ●委員長(大野委員) 6番、室﨑委員。
- ●室﨑委員 分かりました。回収については動きがないという、出来ないという状況であるということが分かりました。

それで、前の議会でも提唱がありましたが、特に法人に関しては少なくともこの色々な流れを見ていると、悪質としか言えない、町民の目も非常に強いです。そういう中でこれについては、刑事告発をすべきではないのかということを議会での提唱もあったん

ですが、これについてはどの様な検討をなさって、どの様な動きがあるのか、これについてお聞かせいただきたい。

- ●委員長(大野委員) 産業振興課長。
- ●産業振興課長(湊谷課長) 6月の定例会において、そういう様な意見をいただきまして、私どもとしても厚岸町の顧問弁護士もおりますので、その先生にも相談をしていきたいという答弁をさせていただいておりました。

実は8月3日なんですけれども、その顧問弁護士の先生のほうに相談に行って、これまでの経過等をお話ししながら、どういった対応が必要なんだろうかということも含めて相談をさせていただきました。それで、先生からは法人のほうについては、破産の手続きを取られていると。破産というのは、どうしてもお金や資金がなくなってきて、行き詰まっていきながら会社経営をしていると。最後になって、資金繰りが出来なくなって、そういった法的手続きを踏むということですから、破産ということになると、常に言われる様な詐欺的な疑いというのが付いてくるものなんだと。私どもから先生に投げかけた時にですね、破産法によって破産手続きというのが進められておりますけれども、破産管財人というのが付いてですね、その手続きを裁判所で行っているということでございます。

破産法の中で詐欺破産罪というのが破産法の中にもあるんですけれども、そういった 部分に該当するかどうかというのは、その破産管財人のほうで悪質なものがあったのか どうなのかということも調べて、それに該当しないということで手続きを進めるんだと いうことです。

それと一方、刑法でいう詐欺罪、こちらのほうについては、うちの顧問弁護士は、支払いに行き詰まっていたとしても厚岸町には支払えなかった。でも、厚岸町だけが債権者ではない、他にも債権者はいたんだと。ただ、相手方が厚岸町には菌床代金を入れてくれないで、違うほうにそのお金を回していたということ。それで、支払いが出来ないという前提で町から購入したということでは、やはり言い切れないだろうということで、先生はこの刑法でいう詐欺罪には該当は難しいのではないか、という話を伺ったところでございます。

ただ、これにつきましては、要件が複雑で立証するのは色々難しいという部分もあって、最終的には警察のほうと相談したほうが良いという助言もいただいております。それで、警察のほうに行って、これが詐欺罪の要件として該当するのかどうか、あるいは、そういった部類は告訴をしても、警察のほうで受理をしない、あるいは立件をしないことも多々あるということでお話しもいただいて、厚岸警察署のほうにも相談に行かせていただきました。

これは9月2日でございますけれども、担当になるのは刑事生活安全課というところでなんですが、そちらの課長と面談をさせていただいて、色々な状況と経過等も含めて説明をさせていただきました。それで、その課長から言われたのは、詐欺というのはお金を払って貰う貰わないは別として、要は、騙して、お金を支払う気もないのに菌床というものを貰うと詐欺になるんだと。でも、この法人のほうは、最初から工場を造って

実際にきのこを栽培しているとなれば、やはりお金を返そうという意思はあったという ふうにみなければいけない。相手がそういうふうな言い方をしたら、やはり債務不履行 というふうには、厚岸の担当としては難しいのではないかという見解を示されました。

ただ、あくまでもこの件につきましては、釧路方面本部の担当者とも再度確認をして正式に連絡をしたいと、厚岸町に連絡をしたいというお話しがありました。その後、9月9日ですけれども、厚岸警察署のほうから電話がありまして、釧路方面本部の担当と確認した上で判断したという連絡があったと。結論としては詐欺罪としては該当しない。理由としては、きのこ菌床購入の申込み段階で、支払いの意思や能力がなかったことを証明することが出来ない。実際に工場が稼働し、生産活動が行われていたことから外形的には支払意思があったと認められる。また、分納誓約を交わしながら、少しではあるけれども支払いの事実もあるということであれば、事件性として捉えることは難しいという連絡を受けたところであります。

- ●委員長(大野委員) 6番、室﨑委員。
- ●室﨑委員 分かりました。詐欺の立件というのは非常に難しいですからね。上手にして やられたと、一言で言えばそういうことでしょう、分かりました。

それで、こういうことが起こりますと必ずこの問題だけではなく、全国的にこういうことがあると必ず言われることは、大変申し訳なかったということと同時に、今後、この様なことがないようにということが、判で押したように言われますね。そのとおりだと思うんです。

それで、人のやることですから必ず失敗はあるわけですよね。今回だって、これ、失敗でなかったら犯罪ですから。失敗があったと、町としてね、ということだと思います。それで、今後この様なことがない様にということは、今、こういう事態が生じたことの詳細な分析をすることで、ここのところがこうなっていたら、こうはならなかったのにという改良点と言いますか、改善点というものを一つ一つ洗い出して改善していくことが大事だと思うんですね。そういう作業は当然行っていると思うので、ここに原因があったのでこの様に直しましたということについても、議会に報告をしていただきたい。

- ●委員長(大野委員) 産業振興課長。
- ●産業振興課長(湊谷課長) まず、こういう事態を招いた主たる原因は、規則に基づかないで、前納という部分を守らないで行ったことでございます。

この部分につきましては、これまでもお話しをさせていただいておりましたけれども、 規則あるいは契約書に書かれているとおり、菌床の代金を払っていただいたのを確認し てから出荷をする。これは徹底をしないと、当たり前のことですけれども、これを徹底 をしないといけない。ということを現場の担当者とも幾度となく確認をしてございます。 これは過去の部分を言えば、それを町も認めていた、生産者のほうもそういう様な甘え があったとういう形、そういう認識でやっていたものですから、町だけがそういうこと をやろうとしても、生産者のほうにも説明をして、理解というか、当然してもらわなく てはいけないということで、実は昨年も行いました。今年も3月には改めて生産者と会った場所で、こういった事前にお金をいただいた中で菌床を引き渡すというのを、また説明もさせていただいて、確認をさせていただいております。

実務的な私どもの手としてはですね、契約を結びます、申込みを受けて。出荷時期が来た時に生産者のほうからの入金を、実はですね、役場の会計管理者のある下の出納の窓口で皆さん、納めるわけではありません。上尾幌の駐在所のほうで納める方もいます。あるいは、郵便局で納める方や指定の金融機関で納める方もいます。そうすると、会計管理者の口座に入ってくるのが何日か誤差が出ます。昨日も菌床センターのほうには生産者のほうから納付書、駐在所で払った、郵便局で払った、あるいは指定金融機関で払ったという、払ったものをもってきた物を確認をした中で、それじゃあ明日、あるいは明後日出荷します、という形を取らせていただいております。

そういったことで、今は、昨年の7月以降の出荷については、私も再度確認をさせていただきましたが、納品以後に支払われたということは1件もございません。少なくとも、前日に払っていただいて翌日というのが直近のものということになってございます。一方ですね、それはお金のやりとりだけでございます。こういう状況を招いたのは、そういうやりとりだけではなくて、きのこ生産者の方々の所得が上がらないというですね、というのも当然あるわけでございます。そういった部分ではご質問者からも、昨年来の質問でもご指摘をいただいておりましたけれども、町は菌床を作って儲ける製造工場ではない、当然そうであります。あの施設というのは上尾幌、炭鉱閉山があって疲弊している上尾幌の地域を振興させようということで、町が色々考えた中で、きのこ産業を以てあの地域を振興させよう、ということで造った施設でございます。

ですから、あそこで営む方々の所得が向上して、生活に潤いがあって、そして地域に活気が満ちるというのを目的で造った施設でございますから、そういった部分では今までいささか、そういう取組みが遅れていたという部分もありましたので、私どもも経営上で困っている金融的な部分での支援、説明会ですね、商工会の協力をいただきながら、現地に入って生産者の方に集まってやる説明会を開催したり、あるいは各生産者が持っている設備の更新をしようとした場合に、効率的な設備があるとすればということで、業者の方々に厚岸町のほうに来ていただいて、これらの生産者の方に集まって、その施設を見てもらう。あるいは、生産過程の中で、今年は特にそうでしたけれども、高温多湿という部分がございました。そうなるとかなり生産者は、きのこ発生に苦慮しています。それで、どうすれば良いということは、はっきり、こうしなさいというのはないんですけれども、そういったメーカーの方々にも来ていただいて、それぞれ皆さんが苦労しながらやっている実態の話を言い合いながら、自分達もそれをプラスにしようという場所を設けさせていただきました。

そういう様な形で、生産者の方々にも少しでもそういう改善に導くような手立てというものを、回数はそれほど多くはなかったですけれども、そういう取組もさせていただいておりますし、さらに厚岸町としては、生産者のほうに提供する菌床というものを、より良質のものにしたいということで、その改善策も今詰めているところでございます。これはいつから出来るなどということではなくて、それに必要な部分というのを担当のほうで研究しながら、何とか、その実現化に向かって、今、役場内部のほうでそういっ

た方向に向けて検討をしていると。それと、皆さん方ご承知のとおり、これは別な話もありますけれども、生産者からの要望のあった、大変苦しいという中では、きのこ菌床代金を低減をさせるという手立てを今年は取っているという様な状況でございます。

- ●委員長(大野委員) 6番、室﨑委員。
- ●室﨑委員 はい、良く分かりました。今回、業務の内容の見直しを行って、きちんとし た出荷に至るまでの部分について、漏れのない様にしているのは良く分かりました。ま た、それぞれの事業者に対する支援というのも一生懸命やっていることは分かりました。 もう一点だけお聞きしておきますが、チェック体制なんですよ。この条例に基づいた やり方というのは、当初はずっと行っていたんですよね。5・6年前まではきちんと行 われていた様な話を生産者からも聞いております。それが、ある時から崩れ出した。色 々なシステムとしては、この様にするという手順マニュアルはあるんだけれども、それ が守られなくなった時に、やはり現場窓口しか知らないということはあり得ないわけで して、それを上司の方がきちんとチェックをしていくという様なシステムというのは、 当然、役場の中にあるわけですね。そういうものがきちんと働かなかったということが、 やはり原因の一つではないかと思われるんです。膨大な書類と広い間口の中で次から次 へと上がってくる案件を見ていくわけですから、それは大変だろうと思うんですが、そ の辺りのチェック機能がきちんと働く様な、何と言うのかな、例えば、100件の内の何 件かを抜き打ちできちんと見るとか、色んなやり方があると思うんです。私はそっちの ほうの専門家ではないから詳しくは分かりませんが。そういう内部における、きちんと 行われているかどうかということについての検証というか、そういう部分の体制という ことでの改善は行われていますか。
- ●委員長(大野委員) 産業振興課長。
- ●産業振興課長(湊谷課長) 色々、昨年来、厳しいご指摘を受けてですね、私どもも現場の担当者もそういった部分でぴりぴりしながらやっていて、先ほども私言いましたけれども、その納入、出荷、お金がいつ入ったのかというのも私どもチェックをさせています。

ただ、それは行われた後なんです。引き渡した後なんです。質問者が言われているのは、そういったことが全部終わってからではなくて、年度の中でも途中途中できちんと行われていることを検証する様なチェック体制ということだと思いますので、現場の担当者が二人なものですから、その二人でそれぞれチェック仕合いながらということでありましょうけれども、システムとしてどうするんだという取り決めは、確認を取っておりませんので、それについては今一度担当者と、どういう形でやるのが一番間違えないのか、良いのかという方法も取りながら、今現在は駄目なものが、この後も、この状況を続けられる様な体制というものを、どういう検証体制をとるのが良いのか、それを相談をさせていただきたいなと思っております。

- ●委員長(大野委員) 6番。
- ●室﨑委員 分かりました。それで監査委員にお聞きします。

こういう財産収入に未収の問題が現れた時に最後の砦となるのは、町外第三者の話を別にしますと、これは監査委員なんですよね。従いまして、監査委員はこの問題に対しては非常に重大に受け止めているものと私は思っております。今回の監査委員の意見書にも10ページと26ページにこの問題が記載されております。ただ、この意見書の性質から言って、こういうところで監査委員としては力及ばなかったという様な式の話は、ここに記載すべきものではないんでしょうから、その様なものは出てきておりません。

それで、前にもこの点については議会で議論となりましたが、その時に答弁の中で監査委員は、非常に難しい言葉を使って、期待可能性がないと言ったかな、なんか非常に難しい言葉で答えられたんですが、要するに簡単に言うと、本件に関して監査委員は不可抗力であったと言っているわけですね。もっと砕いた言い方をすると、少なくとも本件に関しては厚岸町の監査委員というのは御供えの上のミカンでしたよ、ただの飾り物です。そういうふうに自ら答弁なさったということだと思います。

この様な事態になった原因は何故かというと、これはこういうものを考える時に常に 二方面の問題があります。一つは監査委員本人の資質ですね、資質能力という問題にな る。一つは客観的な機構あるいは仕組み、そういう問題になると。それで、今、監査委 員の能力ということから考えたら、そのためにこういう事態が起きたとなどということ はおよそ考えられない、お二人とも非常に能力のある方ですから。そうすると、やはり 今の厚岸町の監査委員の仕事の仕組みそのものの中に、本件、監査委員がこの問題に対 して何ら役に立たなかった、という原因があったのではないかというふうに考えるべき だと思いますし、私もそのように考えるところであります。

従いまして、当然こういう類いの問題が出てきた時に、監査委員の監査というものが、 きちんと実効性を発するための機構の改革、やり方の改革、その様なものは監査委員と しては当然お考えになって進めてきたものと思われますので、その点についてお聞かせ を願いたい。

- ●委員長(大野委員) 代表監査委員。
- ●代表監査委員(黒田監査委員) それでは、今、ご質問の件、私のほうからお答えをさせていただきますが、誤解していただきたくはないんですが、昨年の決算委員会で、それこそ国語的な意味でですけれども、期待されてもそれに答える可能性がないと言ったのは、現年度の決裁、現年度この人にきのこを売って良いのかどうか、地域の業者に売って良いのかどうか、当然、行政の中では内部意思決定をいたします。契約して良いのかどうか、それにまで当該年度のその執行権のその範囲にまでも監査は及びようがありませんよと。監査はどうしても決算審査という形で、5月に出納閉鎖をして、会計を閉めて、7月の頭に決算書というものが上がって来ますので、それで、その不良債務が、不良債権が発生したのを確認して、そして意見書を書いて、議会に報告をする、意見書を提出するのが第一義でございまして、その当該年度のこの法人に、この個人に、この

きのこ菌床を売って良いですかどうですかという、そういう意思決定にまでは監査は当然ながら入れない。だから何故不良債権を発生させたのか、ややもすると監査にも責任がある様な、でも、それはあくまでも執行権、当該年度の売って良いかどうかの意思決定は、これは決裁あるいは合議という行政内部の純粋な話でございまして、そこの中にまでも監査が、当該年度の分入っていって、合議をよこせだとか、その決裁を見せれだとかいう、そういうことには相成らない意味で、期待されてもその執行権の監査は決算という形で事後的にチェックをするものであって、それを何で事前に監査が止められなかったんだみたいなことを言われても、それは詮無いこと。

そういう意味合いでもって、ちょっと期待可能性という法律の専門用語ではなくて国語的な意味で、前にもお話しいたしましたが、純粋に国語的な意味で、そこまで監査チェックしろと言われても、それは期待されても、これにお応えする可能性もシステムもありませんよということの意味合いで申し上げたのでございまして、如何に不良債権を発生させたのかという問題ではなくて、別に、長い間規則に前払いというものが謳っていて、それに対して現実の取引と乖離が発生して、長い間監査がそれに気付かなかったことについては、昨年の決算委員会で、これは、やっぱり監査として定期監査にも、2年に1度きのこ菌床センターに入っていることでございますので、監査が長年そのことを気付かなかったことについては、昨年の決算委員会で陳謝をさせていただいたところでございます。その点、どうかあの、ですから、規則をきちっと認識をしていなくて、それを保持していなかったというのは、行政のみならず当然監査にも責任があることでございますので、それは昨年の決算委員会で陳謝してからも、私も代表監査としてこの1年間自責の念にかられてきたところでございまして、結果的にその規則の部分について、実体見抜けなかったというのは代々の監査委員としてお詫びを、今回についてもお詫びを申し述べさせていただきたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

そこで、資質、あるいは仕組み、仰られて、ご存知のとおり他の監査委員はともかく、 私の資質は皆さんご存じのとおり、この程度のものでございまして、本当に甚だ恐縮に 存ずるわけでございますが、ただ、仕組みといたしまして、このきのこの問題、2点あ りましたが、不良債権をあそこまでして発生をさせてしまったという行政を何故、そこ まで監査がチェックするとなると、おそらくこんな非常勤の体制では出来ない。市役所 では常勤の職員が常勤の監査委員として配置されて、フルタイムで月曜から金曜まで何 人かの監査員が常時、そして事務局も十何人という人が総務担当とか財政担当とか手分 けしてやっていますので、そういう意味では、監査というのはどちらかというと事後的 なものが多いんですが、強いて言えば、何故それを不良債務を発生させたのか債権を発 生させたのか、監査として云々ということになれば、そういう大きな仕組みの問題、常 勤で色んな体制の問題になってこようかと思いますが、ただ、今の体制の中で何でチェ ック出来なかったのか事務局とも腹を割って話しました。もう一人の監査委員とも話し まして、いずれにしても、今やっている旧来の監査の制度として、例月検査は現金・預 金の毎月のチェックでありますし、決算審査というのは前年度終わった後の審査をして、 意見書を書いて議会に意見書を提出し報告をする。ですから、そういう意味からすると、 本件みたいな規則の不認識、こういう問題をその二つの検査の中ではおそらく無理だろ う。そうなると、定期監査、これ決算審査が7月・8月で終わった後、9月・10月の2

か月をかけて年に40課・施設をやるんですが、そういう定期監査のあり方というのを内容なり、あるいは方法というものをもう少し見直していかなければならないということで、言えといえば5・6項目改善しているつもりなんですけれども、あえてそういう形で定期監査のやり方を変えながら、先月と今月定期監査をやりますので、改めるべきは改めながらやっているつもりでございます。

もう一方では、法令・規則・条例。これ、やっと総務課に要望してパソコンを監査の机の上に、いつでもリアルタイムで条例・規則もチェック出来る、そういう体制にもなりましたので、非常勤でいつもはおりませんが、出てきた時には出来るだけ条例・規則もしっかりと私なりに勉強をして、資質の至らないところを少しでも上げるよう努力して、検査内容も改めるべきは改めをしながら、監査としての行政チェック機能を果たしてまいりたいと、かように存じております。ちょっと長くなって恐縮でございますが、そういうふうに監査としては、直すべきは直しながら、9月からも定期監査をやっているということでございますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

- ●委員長(大野委員) 6番、室﨑委員。
- ●室﨑委員 何か私が、まるで監査委員の資質が宜しくないと言ったかの如き答弁をされ たのは甚だ心外であります。私は資質の問題ではないということを言ったんです。だか ら、そんな資質などという言葉に飛びつかれては困る。

その上で申し上げるが、監査委員は業務監査というのもありますね。会計監査だけじゃないですね。そうすると、この過去数年に遡っての話になってしまうんだけれども、今回のこの問題に関連するから申し上げるんだけれども、法令違反の、条例・規則違反の会計のやり方をやっていた時に、たまたま私はその条例に気が付きませんでした、申し訳ありませんでは済まないんですよ。だから、そういうことがない様にこういうふうに改革をしたということを言って欲しいわけですよね。

そうすると、それから、その取引先の相手の信用状況まで調べることは出来ないと仰ったけれども、業務監査というのはそんな問題じゃないでしょう。今言ったこういうやり方でなければ引き渡してはならないというものに対して、全くそこがルーズになっていた状態を監査委員が見れなかったということは、これは不可抗力でもなんでもないということになりますね、今の答弁からお聞きすると。そういう点がない様にするためにどうするのかということです。

それから今、答弁をお聞きしていて、非常にびっくりしたんですけれども、条例、手元に持っていなかったんですか。今度、初めてパソコンを入れて条例を見るようにしたんですか。今まで何に基づいて監査をしていたんですか。そういう話になりますよ。もう少しそこらをきちっと話をしてください。

- ●委員長(大野委員) 代表監査委員。
- ●代表監査委員(黒田監査委員) ちょっと答弁が、色々不備な点がありまして、心から お詫びを申し上げるしだいでございます。

旧来の監査のあり方というものを、とりわけ例月出納検査なり決算審査ではなかなか出てこない、そういう部分をやはり定期監査という中で変えていかなければならない。本当にどうしてこういう部分がチェック出来なかったんだろうか、本当に私ながらも本当に残念な自責の念で思った1年間でございましたけれども、やはり財務を中心にやっていたその行政審査というものを、ある程度行政的な審査、そういうものに比率を高めていこうと、その定期監査ですね。

それから、定期監査というのは各所が5月に出納閉鎖をして、前年度の書類を編纂をするんですが、その編纂した書類を一つの課だとばぁーっと並べられるので、それはどちらかというと前年度の文書がいっぱい並ぶ。その中から色々な、全部は見られませんので抽出して不備を見ていったり、基本的には、状況によっては前年度の書類を事業的に見る形、旧来のやり方になっていますので、ものによってはテーマを絞って、現年度の書類も見せていただくと、ちょっと時間の制約がかなりありますけれども、現年度の書類も見せていただくと、ちょっと時間の制約がかなりありますけれども、現年度の書類も見る。

それから、ずらっと並んだ書類の中の形式的な審査で、決裁が町長決裁であれば町長までいっているか、助役決裁であれば助役までいっているか。それから保存年限がきちっとなっているか、ページ漏れがないか、鉛筆書きの様なものが公文書の中にないか、個人情報公開・一部公開がどうなっているかなど、そういう本当に細かい形式的な事務的なチェックと、さらにはそれのみならず、今回からはある程度テーマを、全部は見れませんので、何らかの色んなテーマを事前に決めて、資料も事前に出して貰って、その資料に基づいてチェックをしていこうとか、そういう定期監査としての在り方を改善するべきは改善しようとして、今、9月からやっております。

その中で、そういう問題が全部チェック出来るかどうかとなると、出来るだけ努力するつもりなんですが、もう一方ではその条例と規則、今までは文書でやっておりましたので、家に持って帰ってそれなりにやっておりますが、やはり今回パソコンを付けていただいたということで、状況は変わらないかもしれませんが、監査の数少ない時間の中で一つの課、一つの課の文書を管理する中で、かなり時間的に内容的にパソコン化されて、そこから引き出せるということで、かなり内容的には時間短縮もさせていただいて、中身を掘り下げることができるのかなと、その様な意味でパソコンの話も持ち出したわけでございまして、誤解させて大変失礼をいたしました。そういうことでご理解を賜りたいと思います。

## ●委員長(大野委員) 6番、室﨑委員。

●室﨑委員 これで止めにしますけれども、今回のこの一連の事態はですね、町民に対して大きな、厚岸町は行政不信を招いているんです。私は直接言われました。こんな町に税金払えるのかと、そういうふうに言われました。あるいは、人を選んで請求するのかと。監査というのがあるっていうけれども、何をやっているんだろ。大体これは甚だ迷惑なんですがね、議会は何をやっているんだと、そうやって言われました。やはり、税金を納めるというのは大変なことなんですよ、みんな。余っているお金を出しているわ

けじゃない。だけどもそれは、同時にその義務に従うということは、やはり厚岸町の行政に期待をしているからなんですよ。それが大きく裏切られたという印象を持っているわけですね。

この信頼を回復するのは一つしか方法はないんですよ。きちんとした行政を日々行っていくという実績を持って、信頼を回復するより方法はないんです。確かに議会にも話がありまして、町長と副町長は減俸なさいましたよね。それだけではやはり信頼は回復出来ません。この後は、こんなことがない様に、業務の内容も変わりましたよということも見せなければなりません。そういう意味で、今、監査委員にお聞きしているんです。ですから、今度はこの様に変えたんだから、今度はこういう問題は起こしませんよということを、やはり先ほど担当課のほうは具体的に言ってくれましたが、監査委員の言葉を聞いていると、どうも心許ないというか、正直だということなんでしょう。

それで、確かに大変な仕事であることは良く分かります。監査委員に代って私が言うのも妙な話なんだが、昔は会計監査だけだったんですよね。10年ほど前かな、ちょっと忘れましたが、業務監査が入ってきました。これでおそらく間口は大きく広がったと思うんです。ところが、体制は何一つ変わっていないですね、人的な体制はね。その中でもって、これをこなせと言うんだから大変なんです。これは良く分かる。

しかし、大変なんですという話を何回繰り返しても、町民はそれによって、分かりました信頼しましょうとは言いません。ですから、今後はこの様なことがないようにということは言葉だけでなく、きちんとしたシステムの検証、そして改善によって、この様なことはなくするということをお約束いたします、というところまで言わなきゃならないですね。そういう点で、もう一度ご答弁をいただきたい。

- ●委員長(大野委員) 代表監査委員。
- ●代表監査委員(黒田監査委員) 全て状況が分かられた上での今の厳しいご指摘だと、 そのように思っております。先ほども申し上げましたとおり、色んな監査手法がござい ますが、それらの内容、方法、改めるべきは改めながら、なおかつ、もう一方では法令 ・条例・規則これらも時間の許す限り、出来るだけ勉強しながら、しっかりと行政のチェックをするという監査の大義に沿って努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜 りたいと思います。
- ●委員長(大野委員) 6番、室﨑委員。
- ●室崎委員 それで、本件に関しては今申し上げたとおり、町民の厚岸町という行政に対する信頼を揺るがす問題であるということで、その信頼の回復のために色々な手立てを受けなければならないだろう。議会もその一翼を担っているわけですから、当然、我々としてもこの問題について、ここで言わざるを得ないわけです。そういう全体に関して、町長のお考えがあれば一言お願いしたい。
- ●委員長(大野委員) 町長。

●町長(若狹町長) 私から、行政執行の責任者として、お答えさせていただきます。

まず、監査委員の色んな議論がございました。行政と監査委員はそれぞれ独立した機関、監査委員は行政委員会であります。そういう面におきましては、厚岸町では2名の監査であります。我々、地方自治体は3名以下でありますが、厚岸町は2名の監査で監査を執りもっているわけであります。そういう中で町長が代表監査についての提案権、人事権を持っているわけであります。議会に議決をいただく人事案件であります。町長の責任もございます。そういう意味において私は、地方自治法第199条に基づいて、監査委員は厳正に行政執行にあたっての監査を致しておるだろうと、その様に信じてやまない次第であります。

さらにまた、町長としての責任、先ほど担当課長から答弁がありましたが、本当に今回の問題については、町民の不審を招く様なことになってしまった。誠に申し訳なく思い、自らの責任も、また、それぞれの担当職員も含めて処分をいたしたわけであります。これで済むわけではありません。課長が色々な改革案をお話しいたしましたが、今後とも厳正に、町長として今回の事案のみならず、行政執行上の色々な課題について厳正に対応し町民の信頼を取り戻してまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜いただきたいと思います。

(「はい、結構です。」の声あり)

- ●委員長(大野委員) 他、この2項、ございませんか。 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 私は、きのこ菌床売払代金2,797万7,640円の収入未済額ですか、議員協議会等でもこの数字を伺ってきたわけですけれども、まだ納得しきれない部分がありますので、資料要求をさせていただきました。

まず、誠に残念に思うのはですね、平成26年度末で2,667万1,800円、それから本決算に至っては2,797万7,000円ですから、130万ほど昨年の決算から本決算に至って増えていますよ。増えている理由については、この一覧表で記載のとおりです。その辺について後ほど説明を求めますので、資料要求をしております。

そういう意味で、時系列でですね、今日は委員会でございますから、改めて資料に基づいて説明を求めますし、しいたけの菌床出荷状況見込み、これについても、当然、従来、地元の生産者主体に生産・販売をしてきたわけでございますから、当然、大口の業者が計画から外れるわけですよね。そうすると、今後に生産状況というものが、事前の委員会では、ある業者がその分を増産していくということで、説明上は補っていくという話は伺っておりますが、今日は委員会でございますので、この件につきましても改めて、まず資料について説明を求めます。

●委員長(大野委員) 産業振興課長。

●産業振興課長(湊谷課長) それでは私のほうから、お配りしております要求資料の説明をさせていただきます。

ご質問者からの要求は大きく二つありまして、一つ目としまして、しいたけ菌床売払代の収入未済額、26年度末から27年度末までに変化があったそのものを、時系列的にということでございました。26年度末につきましては、この資料にもありますとおり 1 法人、そして個人が2箇所ですね。ここではB、Cというふうになってございますけれども、1 法人については平成26年度末に1,837万9,920円、Bという個人については762万7,680円、Cという個人は66万4,200円という収入未済額があって、26年度末については2,667万1,800円ということで、決算となっておりました。

昨年度の決算委員会の中でも、あるいは議員協議会等々の中でも説明をさせていただいておりましたけれども、資料でいきますと、正確には5月16日の出荷分まで出しておりました。ですから、27年度末にはどうなっているということでございますが、因みに個人Cにつきましては、5月末位に釧路のほうの指定金融機関のほうに入金をしていたけれども、会計管理者のほうに、口座に入るのは6月3日になったということで、収入未済額となってございまして、個人Cについては6月3日に完納されてございます。

まず、法人のAでございますけれども、これも今まで色々な中でお話しさせていただいておりますが、分納誓約書というものを取らせていただいて、金融機関からの融資のお願いをしているけれども、その融資の実行を受けるまでの間、月々30万円の支払いをして、金融機関から融資実行を受けた段階で全額をお支払いをする、という約束の分納誓約書というものを交わさせていただきました。それに基づいて7月31日から毎月30万円ずつ払っていただいておりました。しかし、これについても3月29日の30万円を最後に滞ったということで、厚岸町としては、色々と催告をしながらやっていたところでございますけれども、結果として破産の手続きに入っているという状況でございます。それで、法人のAにつきましては、27年度末現在で1,940万8,720円が収入未済額となっております。

個人のBでございます。これにつきましては、5月2日に1万1,000玉、146万1,240円の収入未済が発生してございます。こちらにつきましても、法人と同じく分納誓約書を取らせていただきました。こちらも金融機関からの融資を受けるまでの間、月々8万円を支払いをすると。それと、ハウスを売った売却をもって町に20万円の支払いをするという約束をしていただきました。それで8月31日から8万円ずついただきながら、9月3日には今言いましたハウスを売却した20万円を入れていただきました。ただし、これにつきましても、12月4日を最後に町のほうに返済がありませんので、昨年の年末に訪ねて行ったところ所在が分からない状況になっていると、現状に至っているということでございます。そしてその間、本人との連絡が取れない中で親戚等々を通じて、何とか本人との連絡を取る手立てを、今も探っているという状況でございます。

そういった中において、個人のBにつきましては、27年度末において856万8,920円ということで、この1法人、1個人の計の2,797万7,640円、これが27年度末の収入未済額となっているところでございます。

下段の二つ目の資料、しいたけ菌床の出荷状況と見込みでございます。表の下のほうの米印であります。注意がございますが、まず一つ目は、各年度の数値は現年度分でご

ざいます。25年度までは収入未済はありませんでしたけれども、26年度は収入未済が出てますが、27年度分につきましては、27年度分単純に出荷した分、27年度調定に対する収入分ということで、26年の収入未済額は27年度の調定にはオンさせておりません。それと28年度の数字というのは、ご承知のとおり今現在で見込みの額というものを入れさせていただいております。

それと菌床の単価でございますけれども、27年度分までは123円に税ということで、132円84銭というものになってございます。28年度分につきましては、生産者からの要望を受けて議会でも採択を受けたのを受けまして、町では28年4月1日の出荷分から20円引いた103円に消費税ということで、111円24銭で出荷してございます。111円24銭で出荷しているということでございますので、その部分をご承知おき願いたいと思います。

それで26年度でございます。26年度は出荷先数、町内の生産者は12軒でございます。町外の事業者と書いてあります。これは、町外の事業者、皆様ご承知かと思いますが、種菌等を生産するきのこ生産法人、こちらのほうに出荷をしている。これは、きのこ菌床センターが出来た当時からずっとここだけですね、町外向けというのはここの業者だけでございます。この業者を通じて購入しているという方もおりますけれども、厚岸町の菌床センターから出ているのは、この業者だけでございます。平成26年度は町内生産者への出荷数は51万3,085個、町外には2万5,982個の菌床を出していると。調定額については、それぞれに先ほどの単価を掛ければ出ますし、収入額については町内生産者が4,148万6,240円ということで、これは上段の表にもありますとおり、収入未済額1法人2個人の収入未済額になります2,667万1,800円となってございます。町外の事業者については、収入未済はございません。

27年度、ここにつきましては、上の表にもありますとおり、町内生産者、出荷先数は変わってございませんけれども、実はAという法人・Bという個人に対して5月まで出してございますが、その分も入ってございます、この数字の中には。それで37万6,220個ということでございますが、6月以降はこの大口であった所に出荷してございませんので、26年度と比較しますとかなりの出荷数の減少になってございます。これにつきましても、収入未済額というのは町内の生産者のみ519万40円ということで、A法人については372万8,800円、Bという個人については146万1,240円、合わせて519万40円というのが収入未済となってございます。

28年度でございます。28年度はですね、先ほど言ったA法人とB個人につきましては、・・して購入しておりませんので減になってございますが、一方で、新たな、26年度までやっていた方が辞めたところを引き継いだ方が1軒、小規模ではございますけれどもその関係がありまして、大口2軒がなくなったけれども、1軒小規模の生産者があるということで1減になってございます、町内の出荷先は。そういったことがありまして、さらに町内生産者への出荷数が減って31万1,000になってございます。

ただ、町外事業者ということで20万6,314と増えてございます。これは、28年度から 生産者からの要望もあって、菌床代金を軽減させるということで20円引きにしてござい ます。そうすると、生産個数が少なくなるとコストが、菌床を作るコストがかなり高く なります。そうすると、菌床センターの経営赤字額が膨らむというのは当然予想がつき ますので、これにつきましては町外事業者である、このきのこ生産法人のほうに、過去 には20万菌床くらい購入をしていただいたこともありましたので、何とか購入数を増やしていただきたいというお願いをさせていただいて、この8月くらいから新たに出荷数を増やしていただいております。それで、今年度3月まで続けば20万6,314という計画をいただいております。そういった形になってますので、ご理解をいただきたいと思います。

収入未済額は今現在ございませんし、先程来の室崎委員からのご質問でもありましたが、それらの再発防止に努めておりますし、これからもしていきますので、収入未済額というのは出ないという見込みを立てているところでございます。

資料については、簡単でございますけれども以上でございます。

- ●委員長(大野委員) 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 数字については、理解をさせていただきました。決算の時期が、昨年の決算 認定、ちょうど今頃なんですよね。私が非常に残念に思うのは、そもそも最初の発端、 だけど年も越してしまった、まだ出していた、そこに非常にショックがあります。

この個人のCなんですけれども、6月3日、出納閉鎖期間中とよく言われるんですけれども、この辺の解釈がですね、皆さん出納閉鎖期間とよく言うんですけれども、取引上では出納閉鎖期間というのは、私はないと思うんですよ。その辺の感覚というのはよく耳にするんですけれども、胸を張って言われても困ると思うんですよね。納税とか色んな、町としても、町民の方々から色々な事情があってというのは分かるけど、そのこととこの取引の問題での感覚というのは改めていただきたいなと。出納閉鎖期間というのは内部の話であって、対外部に対してはあり得ない話。

そもそもの問題は、これは一番最初に条例の部分をやっぱり遵守すべきだという部分では、6番委員さんの言われるとおりだと思いますし、監査委員におかれましては会計監査だけではなくて、私は以前からも言っております、業務監査というものもやっぱりしっかり見るべきだと、私は当然だと思っているんです。だから監査委員の数を少なくする時も僕は異議を唱えた口ですから、やはりしっかり頑張っていただきたいと思います。

ただですね、正直言いまして、前年度の決算で2,600万の発生した後に、また、町民にすれば決算が終わってからの日付で言えばですよ、決算終わってから、まだ出しているんでないのかと、こういう誤解を招きかねないんです。5月まで出しているわけですから。決算委員会は、私たちは10月なんです。私が実際に、昨年の決算寸前ですよ、このことが分かったのが。27年度に出荷しているというのが分かったのが27年度に入ってからですよ、この数字、議員のみなさん正直いって。でも、町民はそう取らないんですね、日付で追いかけると。決算認定終わって、なお、まだ出しているんでないかと。こういう誤解を招きかねないと思うんですよ、日付でいくと、時系列でいくと。私も一瞬誤解をしたんですよ、迷ったんです。少なくとも昨年の決算、決算認定しているよな。だけど、決算の時にも平成27年の部分、こうですよという話をした、お知らせをいただいた上で決算認定せざるを得なかった。だけど町民は、平成27年度の決算に当たっては、130万増えているのではないかと、こういう誤解を招くだろうなと、私なりに思いまし

た。

ただ、私自身ですね、町長をはじめ業務に対する姿勢、6番委員さんの答弁でもありましたけれども、私自身ですね、非常に残念だな。議員だから質問すれば良いというものではないと思うんですよね。こういう結果に至った、私自身ですね、やはり非常に残念であります、議員として。情けないな、何故分からなかったのかな。もっと調査をすれば良かったのではないのかな、非常に恥ずかしい限りであります。町民に申し訳ないな。少なくとも、2,700万というものが見えなくなるわけですよ。去年の決算の時点では、まだ、会社はどうなるか分かりませんということで、私なりに腹を括ったんです。でも、それから間もなく新聞に出ましたよ。おお、そうかそうかというわけにはいかないんですよね。非常に私自身、議員として町民の皆さんに誠に申し訳ないな、そんな思いであります。しっかり我々も監視しなければならないし、・・をしていかなければならないと思います。だから、強い指摘なんていうことではないんですよ。お互いに私自身も謝らなければならない、私は捉えておりますが、如何ですか。

- ●委員長(大野委員) 産業振興課長。
- ●産業振興課長(湊谷課長) お答えをさせていただきます。この問題、初めて議会の皆さんにご報告をさせていただいたのは、昨年の9月4日に開催された議員協議会の場でございます。その際に26年度分、決算でいうと2,667万1,800円でございますが、それと27年、これについても日にちを示してご説明をさせていただいて、法人、それと個人については、26年度分はこれだけあります、27年度分はこれだけあります、というのを個別にしてお示しをさせていただきました。

それで、27年度においても出荷している、という状況を9月の段階で皆さんのほうにもご説明をさせていただきました。ただ、これは議会の皆さんに対してです。町民の皆さんにはそういう内容は知られていないということもありますので、言われたとおり26年度末の決算においてあれだけの議論をやって、この先出荷をしないで回収だけに努めると言っていながら、27年度末において収入未済額が増えているということになると、町民の方々は何故だということになるかもしれません。

ただ、今までのやり取りの中でもお話をしていましたけれども、先ほどの資料の中でもありましたが、月々、法人について、あるいは個人についても分納誓約書というものを交わして、月々払っていきながら、金融機関との融資の実行がということで、あったら返済をするということで、町もですね、個人がそう言われたから黙ってれと、介入をしないというか、ではなくて、町も政府系金融機関の依頼もありましたので、商工会の協力もいただきながら、私どももその内容をつぶさにチェックする。状況が、見通しがどうなのかというのも商工会を通じて、あるいは直接金融機関から情報をいただきながら、やってきていました。ですから最終結果としては、法人については協調融資がどうしても民間の金融機関前提になってしまいましたので、そうすると政府系の金融機関のほうがどうしても支援出来ないということで、最終的には両方とも駄目でですね、資金繰りに至ったということでございますけれども、かなり民間の金融機関のほうについては、単独での融資も検討されてるということで、見込みがあって、私どもも回収は可能

ではないかという思いも一部ではあったんです。ただ、それが行き詰まったことによって、破産、あるいは行方不明という様な形になってきたものですから、こういう様な収入未済額が増えたということでございます。今まで、議会のほうに何ら増える状況を説明していなかったということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

- ●委員長(大野委員) 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 昨年の10月19日、本件につきまして、平成26年度決算審査特別委員会に附帯 決議をさせていただきました。この関係があって、債権回収への対応を強く要望すると ともに、きのこ産業の振興発展に努められますよう強く要望するとなっております。皆 さん、記憶にあろうかと存じます。そういう意味で今日に至って、法的手段、粛々、町 民が分かり易い様にするためにも、行政として厚岸町として、この未済額に対して法的 な手段を私は取っていくべきだと思います、債権者に対してですね。そういう意味では、 今後この2,700万がどうなっていくのか。最終的には不納欠損になるのかなというのも 考えられるし、まず私とすれば、手続きを取るものは、法的権利のある部分はきちっと 取るべきだと思いますし、それから見通しですね、今後2,700万というものが、現時点 では分からない部分があるんでしょうけれども、どうなっていくのかお尋ねをさせてい ただきます。
- ●委員長(大野委員長) 産業振興課長。
- ●産業振興課長(湊谷課長) 債権回収にあたって私どもも、顧問弁護士のほうに色々と相談をさせていただいております。法人のほうにつきましては、破産手続きが解消されたということで、色々弁護士さんのほうにも相談をさせていただきました。

ただ、破産管財人のほうとも連絡を取らせていただいたりしながらいくと、どうも破産財団と言われる、破産の申し立てをしているA法人のほうがですね、財産、資産というのはほとんどないと。それで、優先的に支払われなければいけない税金等も十分払い切れない状況。そうなると、厚岸町のきのこ菌床については一般債権ということになるものですから、こちらのほうまで配当はないだろうという見込みまで立てられております。

そういった中で、顧問弁護士と相談をさせていただいておりまして、同時廃止ということにはなりませんでしたけれども、今、裁判所のほうでは債権がどれだけあるのかという取りまとめもしておりません。本来であればするんですけれども、そういう財産がないという状況で、取りまとめはしておりません。ただ、顧問弁護士に相談をすると、やはり町としては債権としてこれだけあるんだというものを示したほうが良い、という言われ方をされましたので、私どもはその先生の指示に従って、裁判所のほうに債権届出を出してございます。一般のところはですね、その後受け付けないと、破産管財人のほうが受け付けないということですけれども、破産管財人ではなく裁判所のほうに厚岸町としては債権の届出をしてございます。

ただ、そうはしていますけれども、難しいということは変わりません。顧問弁護士と

も色々相談をすると、やはりこれは、同時廃止はならなかったけれども、異時廃止という手続きがなされるであろうということでございます。これまでの議会の議論の中でも、この法人については、回収については、かなり難しいという話はこれまでもさせていただいておりますが、その状況からは変わってございません。もし仮に、そういう様な結果になった場合については、必要な法的手続きを取らなければいけないと思ってございます。

一方、個人のほうでございますけれども、この方は今、行方がまだ分からないという 状況でございますから、親族の方を通じて何とか町に連絡をいただきたいんだ、という ことを通じて行っていますけれども、こちらについても、どうも厚岸町以外の色々なと ころにそういった債務がある様でもございますので、こちらも難しいのではないかと、 かなり難しいのではないかという、現状としては、厚岸町としては捉えているというこ とでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ●委員長(大野委員) 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 A社、それからB個人含めてですね、やはり町として町民に分かる様に、取れる取れないは別として、あまり費用がかかると別ですけれども、弁護士と良く相談されてですね、速やかな法的手段を取れるものは取っていくと。裁判所に提出する、そういうことはきちっとやるべきだと思いますし、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。その上でお尋ねをさせていただきます。

2点目なんですけれども、きのこ産業の振興・発展に努められますよう強く要望するとしております、附帯意見で。そういった中で、2点目の出荷状況でございます。ある意味、町外業者、きのこ菌床を作っておられる会社のほうが、平成27年度は落ち込んだ分、ある意味、クリアする位の購入をしていただいているわけでございますから、菌床センターの出荷状況、運営状況というのは大きな狂いなく進んでいくのかなという気がいたしますけれども、私はこれ一時しのぎだと思っているんです。少なくとも厚岸町は上尾幌の菌床センターの生産に、ずっと支援もしてきておりますけれども、新しい着業者も色々入ってきているんですけれども、なかなか生産者数も伸びていないし、生産者の産業としての未だ確立が、なかなか組合組織もしっかりしていないなと私は思っております。

そういう意味では、新たな時代に入ってきたのではないかと私は思うんですよ。決算時期ではございますから、この27年度の数字、非常に厳しいものがありますけれども、町として、組織、総務産業常任委員会のほうでは、しっかりとした上尾幌の業者間の連携というものが認められなければ、支援というのは難しいのではないのかなと、これくらいの意見もありました。そういう意味では取組、今後の町としての支援の考え方を改めてお聞かせ願います。

- ●委員長(大野委員) 産業振興課長。
- ●産業振興課長(湊谷課長) この2番目の資料を基にしていくと、町外の事業者、これ

が26・27と2万5,000・3万5,000という数であったものが、28年度については20万程度の購入をしていただけそうな見込みになってございます。これは先ほども言いましたけれども、8月位からということでございますので、これが4月からということになると、このまま順調にいくとですね、今の状況で出荷をしていくと、来年度は28万菌床位になるだろうというふうなことを、この業者のほうからも言われております。

ただ一方では、28年度、菌床の販売代金を下げてございます。ですから、それに伴った収入額とはなってございません。そういったこともありますし、ただ、数を売ればどうのこうのというよりも、私どもの生産する原価も下げていく努力もしないといけないということで、総務産業常任委員会の中でも色々ご説明をさせていただきましたけれども、使う袋を見直すとか、あるいは、おが粉の購入方法を見直すとかということで、生産にかかる経費を何とか良い方向に改善出来ないか、という努力も一方では町としては行ってございます。

そういった中でいくと、センターの経営としては、ある程度、20円下げたとしても、何とか影響がほとんどない様な形でもっていけるのではないか、という見込みをもってございます。ただ、先ほどの室崎委員とのやりとりの中でもありましたけれども、ここのセンターの役割というのが、菌床を売って利益を上げれば良いという性格のものではございませんので、南谷委員が言われた様な、昨年の附帯決議にある、きのこ産業の振興・発展、これが最たるあの施設の目的でございます。

そういった意味では、先ほど来から言っている様な生産者に対する支援というのは、技術的な支援、相談事に乗る、あるいは金融的なものの相談に乗るということも含めて、今、行ってございますけれども、これまでの話の中でも町長が幾度となく言っているのは、きのこ生産者個人に対する支援というのは難しい。でも、厚岸町としてはきのこ産業を振興させるためにはということでは、やはり、ご質問者も言われた様にですね、生産者が一堂に会した中での組織化を図っていただければ、町も今まで以上の支援というのも考えられるだろうということで、実は今年4月からの菌床代金を20円ほど軽減する際にも、生産者の方には町の考え方をきちんと説明をしてございます。

しかし、何か私どもも状況を聞くとですね、やはり深い根があるというか、生産者が一体となった組織化というものが思う様に進んでいない、という話も聞いてございますけれども、その推移状況を見ながら、来年度以降も前の様な支援策が出来るか、というのを検討しなければいけないと思っております。そういった意味では、生産者のほうにもですね、そういった体制作りというものも、うちのほうも状況確認等をしなければいけないと思っているところでございます。

(「はい、いいです。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、進みます。

- ●委員長(大野委員) 19款 繰入金、1項 基金繰入金。 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 1項、基金繰入金。委員長、主なものでやりたいので、基金全体でやってよるしいですか。
- ●委員長(大野委員) はい。
- ●南谷委員 財政調整基金、今年度の当初予算が2億5,000万ですか、いただきました平成 27年度一般会計歳入歳出決算資料の46ページ、財政調整基金、減債基金、地域まちづく り推進基金、この主なもの三つでお話しをさせていただきたいなと思います。

26年度末、それぞれ残高が記載されておりますが、Bの欄、積立額、そして取崩し、最終的にですね、今回は計上されている2億5,000万、Dの欄。今年度はそれぞれ積んでいって、最終的にですね、27年度末残高、減債基金が6億8,600万ですか、これが対前年比1億8,800万ほど増えていますし、減債基金が7,000万ですか、それから地域づくり推進基金が5,000万、それぞれ増額となっております。そうすると平成27年度の基金の状況、それぞれ7項目の基金を合計で、最終的にですね、合計で17億7,600万、ここに基金の残高が出ています。それで、当初から見ると27年度末で約2億9,756万1,000円、約3億というものが基金に積まれたという理解をさせていただきました。

また、その下の備荒資金、こちらのほうは超過納付金と合わせますと、平成27年度末納付金現在高、普通納付金が7,800万で超過分が12億ですよと。そうすると、その合計、これらについて説明を、平成26年度から27年度にこういう結果が出てきていますよ。27年度の決算時点で、基金の関係、まず積立金関係、それからその下の備荒資金組合の残高を含めて、総体的に27年度末の決算時点での捉え方というものを、この1年を振り返ってこういう結果に至ったという部分について説明を求めます。

- ●委員長(大野委員) 税財政課長。
- ●税財政課長(星川課長) 基金の流れということですので、その部分についてご説明を させていただきます。

資料でいきますと46ページになりますけれども、平成26年度末で積立基金全体で申し上げさせていただきます。平成26年度末現在高では14億7,900万程となってございまして、これらを元に27年度にいったわけでございますけれども、その内26年度の歳計剰余金処分ということで2億5,000万、これはこの資料でいきますとDの欄になりますけれども、26年度の剰余金処分として積み立てたのが2億5,000万ということになります。

それと、当初予算の段階ですけれども、基金の取崩しということで、これは当初予算

の編成に合せて財源不足が見込まれる部分がございまして、それに対応したのが取崩し額として4億7,000万が、当初予算で取崩しの額を予算計上させていただいております。これから、その後27年度に入りまして、交付税とかの額が確定してきて、税の方も確定してきて、歳出面でも財政需要額がほぼ確定した段階ということがあって、それらを全て3月の補正までの間で計上させていただいたのが、この積立額として出ているBの欄になりますけれども、6億3,700万程が基金として積み戻した、積み立てたという状況になってございまして、結果として27年度末は17億7,600万程の積立基金の残高となってございまして、先ほど委員が仰いました平成26年度と比べてですね、約2億9,700万程が増となっているということでございます。

今度は備荒資金組合の分でございますけれども、普通納付につきましては、毎年500万ずつ積み立ててございますので、この分が26年度末で7,271万あったものが、500万がプラスになって、それに配分額があって、トータルで8,300万程の現在高となってございます。今度は超過納付の分でございますけれども、今回新たに27年度は積立をしてございません。納付はしてございませんので、12億2,199万に今回27年度で配分を受けた額が約500万ありましたので、トータル約12億2,700万ということになってございます。

これが27年度末の状況となってございますので、基本的には26年度で剰余金として出たものを、27年度で剰余金処分したものが2億5,000万、後は27年度の予算の中で色々財政需要額、補正予算も通してですね、出た分で財源として積立に回したものがあって、それでそういった流れになっているということでございます。

- ●委員長(大野委員) 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 私が聞きたいのは、こういうことなんですよね。平成26年度から27年度で残高で増えたのが約3億くらい、基金の残高が増えましたよと。ところが、取り崩していますよね、最初に、翌年。27年度に入って約5億9,000万、ぼーんと落としていますよ。そうすると平成27年度では、約3億くらい積んだ様になっているけれども、今年、平成28年度の当初予算で落としていますよ。この数字は大きいと思うんです、実際には。決算時期ずつ見ると同じ様な数字になってるんだけれど、増えているんだけれど、年越してすぐ新年度予算でぼーんと基金を取り崩していますよ。そうするとですね、あまり大きな積立にはなっていないというふうに私なりに、まずまずの、決算時点では当初は厳しいと言われる中で、まずまずの決算だったなと、そういう意味では敬意を表するんですけれども、残高を見たら、それほど例年と変わらない数字になってきているなと。平成26年度とやや同じ様な推計をしてきているなというふうに捉えているんです。

そうした中で、私は下の方の数字を見ても利息だけの積み上げだなと、平成27年度は26年度の決算と比べて厳しい厳しいと言われながらも、まずまず同様の決算をすることができた。そのことは厳しい状況の中で、交付税の関係もあって同じ様な決算数字になってきてるなと、私なりに理解をさせていただいたんです、正直なところ。

ところがですね、平成27年度、今年の監査委員の意見書でございます。この27ページ、本決算についての考え方、27ページの上段なんですけれども「貯め込み至上主義に陥らず、これらの基金等の活用と町民還元により、町民誰もが住んで良かったと思えるよう

な生活満足度向上のための更なるまちづくり施策の展開を期待するものであります。」こう、明言されているんです。大変良い文句だと私は思うんですけれども、私なりに数字を分解させていただくと、確かに厳しい中で同じ様な決算を迎えたということは、まあまあ貯め込んだというふうに捉えられるのかなと理解しているんですけれども、そういう意味では、貯め過ぎではないのかなというふうに意見をとられる、と理解する人もいるんではないのかなと。そういう意味では、代表監査委員、監査委員の皆さんにこの意図というものをお伺いをさせていただきます。

- ●委員長(大野委員) 代表監査委員。
- ●代表監査委員(黒田監査委員) 27ページ、監査の意見として書いてございます。具体的な意図ではありませんが、かつてから比べると、お金がないお金がないといった時代から、こうやって国のほうも色々制度改正をしたり何なりして、色んな町長の、町長を先頭にして良く見られるんですが財源獲得努力、さらには職員の皆さんの経費獲得努力、そういうものによって、こういう実質収支というものがある程度かかったんでしょうけれども、監査のここの趣旨としては、民間企業と違って残せば良いというものではない、あるいは、貯め込めば良いというものではなくて、いわゆる政策、やるべきことをやらないでお金を貯めたり、使うべきものに使わなかったり、そういうことではなくて活用・・・、例えば備荒資金の超過分にしても、自由に裁量に使えるお金に対しては、財政改革も結構ですが、そろそろ色んな形で、ただ残高を増やしていくだけではなくて、一向に備荒資金のほうの町民に還元することの活用のほうも見えてこないものですから、そういう意味でちょとだけ一言だけ苦言を呈させていただいて、こういう形にさせていただいたと。うまく説明できなくて恐縮でございますが、よろしいでしょうか、そういうことでございます。
- ●委員長(大野委員) 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 監査委員の意見ですから、私はそれに対して反論はありません。それぞれの皆さんの責任でもってお書きになっていることだから。ただ、私の考えと若干捉え方が違うのかなと。私も生活の向上や福祉の向上、これらにはしっかり活用していただきたいと思いますが、私は以前から申しています様に、目的のあるもの、貯め込むとかはそんなことは誤解を招くと拙いんですけれども。少子化、それから過疎化、交付税が下がってくる。将来方向というのは将来の負担比率を考えた時に、やはり将来の負担比率、当該年度の実質収支というものをきちっと出していかなければならない、その様に思っています。そのために、削減しなさいということではないんです。

ただ、監査委員は、そういう部分がまだまだ足りないなと理解しているんだなということで。ただ、「貯め込み至上主義に陥らず」という部分では、僕は財源をしっかりと将来に備えて作っていく、それから将来の負担比率を下げていくということは、町政を執行する者としては、私は当然だと思うし、これは個人的には私の考えですから。そういうものに基づいて、やるものはやっていくほうが良いのではないか、そういうふうに

思ったものですから。代表監査の意向は分かりました、終わります。

(「いいです。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、20款・1項 繰越金。

(なし)

●委員長(大野委員) 21款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料。

(なし)

●委員長(大野委員) 2項 預金利子。

(なし)

●委員長(大野委員) 3項 貸付金元利収入。

(なし)

●委員長(大野委員) 4項 受託事業収入。

(なし)

●委員長(大野委員) 6項 雑入。

(なし)

●委員長(大野委員) 22款・1項 町債、ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳入を終わります。
- ●委員長(大野委員) ここで、区切りがいいので昼休みの休憩をとりたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

(はいの声)

●委員長(大野委員) 再開は午後1時といたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

●委員長(大野委員) 再開いたします。 51ページの歳出から審査いたします。 1款・1項 議会費。

(なし)

- ●委員長(大野委員) 2款 総務費、1項 総務管理費。 3番、堀委員。
- ●堀委員 69ページの新厚岸町史発行でお聞きしたいんですけれども、役務費、筆耕翻訳料が6万8,000円ほど流用されて執行されておりますけれども、これはどの様な理由で増額というか、予算以上のものが必要になっての流用しての執行になったのかを教えていただきたいと思います。
- ●委員長(大野委員) まちづくり推進課長。
- ●まちづくり推進課長(小島課長) 28年度において、町史を発行させていただいた分に つきまして、最終的に原稿を確認した上で、最終的なページ割りというものが年度の末に確認されます。それを各担当の方々毎に、どの方が担当なのかということを最終的に 確認する作業が発生します。それがですね、3月補正取りまとめるのが大体1月の末と いうことになりますが、今回の発行については、年度末にそういう作業が発生してしまったということで、結果的に予算よりもですね、想定したページ割が若干増えたということで、最後は流用した上で、これは発行した段階で執筆していただいた先生方にですね、お支払をするというのは当初からの取り決めでございまして、予算の中で流用させていただいて、適正な支払いに充てさせていただいたということでございます。

(「はい、わかりました。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、2項 徴税費、85ページ。

(なし)

●委員長(大野委員) 3項 戸籍住民登録費。

(なし)

●委員長(大野委員) 4項 選挙費。

(なし)

●委員長(大野委員) 5項 統計調査費、93ページ。

(なし)

●委員長(大野委員) 6項 監査委員費、ございませんか。

(なし)

●委員長 (大野委員) 97ページ、3 款 民生費、1項 社会福祉費、125ページまで。 ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) 2項 児童福祉費。 3番、堀委員。
- ●堀委員 ここで、125ページの児童福祉一般で、償還金利子及び割引料で2,000円ほどが 流用されて執行されているんですけれども、償還金というのは額が変わるものでもなく 執行されるのではないかと思うんですけれども、この流用に至った償還金の額が増えた 理由というのを教えていただきたいと思います。

また、同じページの一番下から次のページに子ども・子育て会議というのがあるんで すけれども、こちらの報酬・旅費が約半分位ですね執行残となっているんですけれども、 この会議の開催状況というものを教えていただきたいと思います。

さらには137ページ、児童館運営費、こちらの児童館運営委員会。こちらも報酬・旅費がだいぶん余って執行残があるんですけれども、この運営委員会の開催状況というものについても教えていただきたいと思います。

- ●委員長(大野委員) 保健福祉課長。
- ●保健福祉課長(阿部課長) 1点目の償還金の部分でございますけれども、予算で当初みていたのが、子育て世帯の臨時特例給付金の返還金ということで、精算した後に返還になった部分が予定していた執行をしてたんですけれども、それが対象にならない部分が残ってですね、その分を翌年度で返還するというものでございますけれども、これが5万3,000円をみておりまして、それを返還したと。予算にみていなかった部分で、保育緊急確保事業の前年度の補助金の部分で、返還金が2,000円出てまいりまして、その分を予算に持っていなかったということで、それについて流用で処理をさせていただいたというものでございます。

それと、子ども・子育て会議の部分ですけれども、当初、予算では2回の会議の予定 をみておりましたけれども、平成27年度については1回の開催で、特に2回目を開く案 件がなかったということで1回の開催ということでございます。

それと、児童館運営委員会につきましても、予算では2回をみさせていただいておりますけれども、定例的にやっている1回の会議でもって、特別な事情もなかったものですから1回の会議で終わったということで、2回分が残っていると。差額については、出席者が少ない部分での減額になる部分もあると思います。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 そうすると、償還金については、これは当初から見れなかったものだと、急に 発生したものだということだったんでしょうか。それとも、当初から本来はみなければ ならないものを見落としをしていたのかというところを教えてください。

子ども・子育て会議と児童館運営委員会のほうなんですけれども、2回の予算をみていたけれども1回で済ませたという。28年度予算でも当初予算2回分、それぞれ同額ですからみていると思うんです。2回分みるというのはそれだけ必要だということの意味合いで、当初もまた、2回に戻して計上しているんだなと思うんですけれども。それとも、この会議は新年度予算作成時は2回でみたけれども、今後は1回にするんだという捉まえ方で良いものなんでしょうか。これについて教えてください。

- ●委員長(大野委員) 保健福祉課長。
- ●保健福祉課長(阿部課長) 2回みさせていただいているのは、1回は必ず定例的にやらせていただいておりまして、その他必要な案件が出てきた時に、もう一度対応するための分として2回みさせていただいております。その中で、特段、何か出てくればプラス1回ということで対応させていただくということで、2回を開催させていただいておりますので、予算についてはこういう形で2回をみさせていただきたいということで、計上させていただいているものでございます。
- ●委員長(大野委員) 休憩します。

午後1時15分再開

- ●委員長(大野委員) 再開します。 保健福祉課長。
- ●保健福祉課長(阿部課長) 時間をとらせて申し訳ありません。この2,000円につきましては、乳児の全戸訪問の事業なんですけれども、ちょっと若干多く予算をみて、前年度ですね、それを収入をしていたと。それの翌年度、平成27年度に実績報告をして、そして確定したのが、大変申し訳ありませんけれども、実は12月に確定をしたということで、請求は3月だったんですけれども、12月に数字的には確定をしておりましたので、本当は3月の議会でもって計上をすべきところ、それについては失念をしていたということでございます。大変申し訳ございませんでした
- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 分かりました。急に増えることはないと思ったので、質問させてもらったんですけれども。予算執行に関しては重々意を配って執行していただきたいと思います。それで、会議のほうなんですけれども、1回は定例なんだよというのであれば、もう1回は何か問題があった、事故や何かがあった時に急に集まって貰うといった時のために取ってあるんだというのであれば、むしろ1回の定例だけを予算化しておいて、臨時的なものについては、このような形で他の予算の流用とか何かで十分対応出来るのではないか。ましてや、委員がどれだけ出席するかも分からない中で、1回分を常に余分に見ておくというのは、予算執行上の無駄ではないかなと思うんですけれども、如何でしょう。
- ●委員長(大野委員) 保健福祉課長。
- ●保健福祉課長(阿部課長) その会議を進める上で、定例的な部分については当然いいんですけれども、緊急時という場合は緊急の対応になりますので、私どもとしましては、迅速に対応できるように2回分をみて、予算の執行をスムーズに進めたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。
- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 それでは理解しないんです。ですから、会議をもう1回緊急にやらなくてはならないという時には、他に科目がないのなら分かるんですよ。他に科目があってですね、そこで流用の、その段階がいつかというのはあるでしょうけれども。例えば需用費なら

需用費のほうに必要額が残って、執行残があったのであれば、そこからの流用でも十分間に合うことになりますよね。そういうもののために、本来、予備費というものも当然あるでしょうから、最後の最後に流用するところもない、節間流用も出来ないわけではないですから、そこら辺はどうなのかなと私だと思うんですよね。

ここはやはりもっとシビアなもので、これから子ども・子育て会議もですね、去年は1回だけど今年からは2回やっていくんだと、そういうふうに言っていただけるんだったら分かるんですけれども、いやいや定例は1回で臨時的なもののために使うかどうか分からないものを常に毎年予算に余分に要求するなんて、そんなぬるい執行をされても私だと困ると思うんですけれども。ここら辺はやはり、十分考えた中で予算計上をしていただきたいという様に思うんですけれども。そのために予備費というものがある、あまり税財政課では予備費というものを使われたくないと思うのかもしれませんけれども、でもやはり、そういう困った時には予備費というものがある。ちゃんと理由があれば予備費は使って差し支えないわけですから、やはりそういうような形でシビアな予算執行というものを心がけていただきたいと思うんですが、如何でしょうか。

- ●委員長) (大野委員) 保健福祉課長。
- ●保健福祉課長(阿部課長) 3月の段階で、そういった部分について見込みを、もう少しきちっと見込んで、可能性がなければ減額するという様な対応をしていきたいと思います。

(「はい、いいです。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ次、進みます。 139ページ、4款 衛生費、1項 保健衛生費、151ページまで。ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) 2項 環境政策費、161ページまで。 3番、堀委員。
- ●堀委員 155ページの生ごみ分別・資源化なんですけれども。負担金補助及び交付金9万8,000円予算のところ、執行が補助金として8,500円、8万9,500円が不用額として落とされているんですけれども、これはコンポストだと思ったんですけれども、この不用額と言うか、執行が10分の1以下という状況について説明をしていただきたいと思います。

- ●委員長(大野委員) 環境政策課長。
- ●環境政策課長(尾張課長) お答えさせていただきます。委員、ご質問ありましたとおり、生ごみの堆肥化容器の購入助成に対しまして、いわゆるコンポストに対する、容器 1 基目につきましては4,000円、2 基目以降につきましては1,500円ということで、各15 基ずつの予算を見させていただいております。その他、家庭内で使う小型バケツ型容器の購入助成についても1,500円の10個ということで、合わせて9万8,000円の予算計上をさせていただいているところでございます。

これらの助成につきましては、広報紙等を通じた中で、毎年PRをさせていただいておりますけれども、結果として27年度におきましては、容器助成1基目については1個、4,000円掛ける1個の助成しかなかった。さらに2個目についても3件、4,500円ということで、合わせて8,500円の助成を行ったという内容になっております。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 そうすると、これについては、27年度がたまたまこのように少なかった状況なのか、それとも26年度・25年度といった中では、やはりこれだけの予算規模を持っていなければ、執行が危ぶまれるというような状況だったのでしょうか。
- ●委員長(大野委員) 環境政策課長。
- ●環境政策課長(尾張課長) まず25年度の実績から申し上げますが、25年度につきましては合わせて、トータルで17件の助成を行っております。さらに、昨年度につきましても結果的には1個目の助成が2件、それと2個目が1件ということで、合わせて9,500円の支出状況となっておりますけれども、個数としましては、例年ですね、色々と生ごみの分別収集は行っておりますけれども、家庭内での、さらに、こういう堆肥化を進めていただきたいという中では、先ほど言いましたとおり、15個の予算を計上させていただいておりますけれども、今後、推移を見た中で新年度予算等につきましては、考えていきたいと考えております。
- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 分かりました。ただ、購入助成ですからお店で買って、後払いという形になる ので、若干、時期というものがずれるものなんだなとは思うんですけれども。

ただそれにしても、3月補正が1月の中頃の締切りといった中では、ある程度の見込みというのも、その段階でもですね、つけれると思うんですよ。やはりもう少ししっかりとした予算管理、執行管理をしていただきたいと思うんですが、如何でしょうか。

●委員長(大野委員) 環境政策課長。

●環境政策課長(尾張課長) 収入状況、支出状況にあわせた中で、適正な時期に適正な 補正対応等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

(「はい、いいです。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、次進みます。 161ページ、5款 農林水産業費、1項 農業費、181ページまで。

(なし)

●委員長(大野委員) 2項 林業費、189ページまで。

(なし)

- ●委員長(大野委員) 3項 水産業費。 3番、堀委員。
- ●堀委員 193ページ、ヒトデ駆除事業ですね。負担金補助及び交付金72万円のところ補助金としての執行額が6万2,000円なんですけれども、不用額として65万8,000円残っているわけですけれども、この状況について説明していただきたいと思います。
- ●委員長(大野委員) 産業振興課長。
- ●産業振興課長(湊谷課長) このヒトデ駆除事業につきましては、水産多面的機能発揮対策事業の中でもヒトデ駆除等は行いますけれども、これは単独で漁業協同組合が行うものに対しての補助金ということになってございます。

このヒトデ駆除につきましては、昨年でいきますと年間を通してやるということでございましたが、結果として27年12月まで行ったものでございます。当初は、今年に入ってから1月から3月にあたってもヒトデ駆除を実施しようという計画で、計画を組んでおりましたけれども、これまでの駆除効果等もあって生息数がかなり減少したということで、このヒトデ駆除については12月をもって終了したと。それで1月から3月分にみていた日当、用船、資材料、こういったものが減額になったわけでございますが、年度末になってですね、これについては他の事業等を含めまして漁業協同組合からの実績報告があがってまいります。ですから3月補正に間に合わなかったわけでございますけれども、この大きな減額になっているのは、こういう要因ということでございます。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 そうすると、水産多面的機能発揮対策支援、こちらのほうでおおまかなところ を見ることが出来たので、こちらの方が少なくなったんだなというふうに理解するんで すけれども。

ただ、本年度の予算も同額の72万で計上されておりますよね。先ほど言った従来からの駆除事業の成果といった中で、生息数がだいぶ減ってきているといった中では、当初の見込みの72万という、平成28年度の話として72万というのが、今後どの様になっていくのかという、見通しを教えていただきたいんですが。

- ●委員長(大野委員) 産業振興課長。
- ●産業振興課長(湊谷課長) このヒトデにつきましては、単独では古くからやってございますけれども、水産多面的の部分と併用するという中では、平成23年から行ってございます。ヒトデというのは一定に生息数が推移しているということではなくて、当初、ヒトデ駆除を行った時には単独事業で行っているやつでは、22年度ではヒトデは71トンほど駆除、翌年は115トン、24年は102トン、25年は135トンと伸びていったんですね。26年は75トン、27年、昨年度ですね、この決算の部分ですけれども10トンということで、推移も変動があります。

それで、水産多面的の部分も昨年は9.4トンの駆除を行っていますが、27年度につきましては761キロということでかなり数量は、27年度においてはヒトデの発生が、これは良いことなんでしょうけれども、少なかったということでこの様な状況になっています。ですから、28年度はこういった推移で行くのかというのは、また浜に出て調査をしないと分からないということで、見通しは少なくなれば良いですけれども、そのために行っている部分もありますが、そういった海の環境によって変わるということですので、ご理解願いたいと思います。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 そうすると、仮に少なくなっていったにしても、また増えるかもしれないから やることはきちんとやっていくんだ、という理解でよろしいんでしょうか。
- ●委員長(大野委員) 産業振興課長。
- ●産業振興課長(湊谷課長) この事業につきましては、事業主体は漁業協同組合ということで、厚岸町が補助するにあたって事業に要する経費、税抜きで全部が全部という話ではないですけれども、それに対して何パーセント相当ということで予算措置をしてございます。ですから、実際にヒトデ駆除にあたって、数量が減った場合については、当然町の補助金も減るということで、利用実績に応じて支援をするいうことは変わりはありませんので、漁業協同組合の取組みに応じて支援は続けてまいりたいというふうに思っております。

(「はい、わかりました。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、進みます。 203ページ、6款・1項 商工費、219ページまで。 3番、堀委員。
- ●堀委員 205ページ、季節労働者対策だったんですけれども。執行がされないで当初予 算がそのまま不用額として落とされているんですけれども、労働者手帳という感じの物 の発行ではなかったかなと思うんですけれども。

これはやはり、この様に執行がない中でも平成28年度も同額の2万円が予算計上されているんですけれども。これについては、常に持っておかなければならない。誰が申請に来るか分からないといった中では、必要なんでしょうけれども。最近の執行残状況というのはどうなんでしょうか、27年度はゼロですけれども。26年・25年といった中で手帳交付の申請というものがあったのかなかったのか。なければないでそれもまた問題だと思うんですけれども、やはり季節労働者として、例えば東北とかあちらのほうに行かれる方とかも多々いると思うんですけれども。そういうような人方に対して、周知というものが足りないのではないかというのが思わざるを得ないんですけれども、そこら辺についてはどのようになっているのでしょうか。

- ●委員長(大野委員) まちづくり推進課長。
- ●まちづくり推進課長(小島課長) まず、この制度でございますが、季節労働者という表現にあるとおりですね、一時的に町外に出て生活をする方、この間ですね、生活の支援するための金融機関が貸付をした額に対して、利子補給をして支援をするという制度になっています。限度額は30万円ということになっておりまして、制度自体は町でも広報を通じて周知しておりますが、金融機関の貸付に対して町で利子補給して、その利子分の利払い分の支援をするという制度になってます。現実的には27年度だけではなく、最近この執行はありません。

ただし、年度末までに金融機関でそういう需要があった時に対応するために、2万円 という額ではございますけれども、ここは利用させていただいて、あった場合に対応し たいということで計上させていただいているところでございます。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 分かりました。そうすると、この制度が折角あるんだから、やはりもっと周知

を、金融機関のほうも分かってはいるんでしょうけれども、なかなか銀行にお金を借りに行く季節労働をしようとする人もなかなかいないのかなと思うんですけれども、やはり制度周知というものはしっかりしていただきたいと。やはり旦那さんが遠くに行ってしまって残された家族の生活というものが困窮してしまうといった中では、そういう制度があるのであれば、この制度をもっと活用していただきたいというものを、周知をしっかりやっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

- ●委員長(大野委員) まちづくり推進課長。
- ●まちづくり推進課長(小島課長) ご質問者、仰られるとおりだと思います。こういった状況にある方に、適切にこの情報が伝わるように広報に努めていきたいと思います。

(「はい、いいです。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、次進みます。 219ページの7款 土木費、1項 土木 管理費。

(なし)

●委員長(大野委員) 2項 道路橋梁費、235ページまで。

(なし)

●委員長(大野委員) 3項 河川費、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 4項 都市計画費。

(なし)

●委員長(大野委員) 5項 公園費。

(なし)

●委員長(大野委員) 6項 住宅費、249ページまで。ございませんか。

- ●委員長(大野委員) 8款・1項 消防費。 3番、堀委員
- ●堀委員 251ページの災害対策費。防災会議と国民保護ということで報酬・旅費が計上 になっているんですが、未執行となっておりますけれども。この会議の開催状況がない から未執行だというふうに思うんですけれども。それでも計上を続ける理由について、 説明していただきたいと思います。
- ●委員長(大野委員) 総務課長。
- ●総務課長(會田課長) 防災会議につきましては、基本的には厚岸町の地域防災計画の改定、この防災会議に諮って改定を行うとなってます。それで今、担当のほうで地域防災計画を改定すべく、その準備を行っているところなんですけれども、この1年間の中でこの改定の原案を作成することが出来なかった、ということで未執行となっています。出来る限りこの地域防災計画の改定、早期に改定出来ます様に今現在も行っておりますけれども、出来る限り行っていきたいと。この防災会議が行われた段階で、執行されるということになります。

ただ、国民保護の会議につきましては、国のほうから色々と最近の他国の動きとかが伝わってきますけれども、厚岸町への直接的な影響があるといった場合については、国民保護会議を開いてですね、何らかの対策等を検討していただくと、協議していただくということになりますけれども、今現在その様な状況にないということで、毎年度この様な形で計上させていただているということで、何時どの様な形で。実はこの会議、初めの会議以降ですね行っておりません。ただし、どの様な状況があるか分からないものですから、このような形で毎年度計上させていただいているということでございます。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 地域防災計画の不備については、私も9月定例会の予算委員会の時に指摘させていただいたので、見直しについては、是非、防災会議を開催した中で速やかなる改定というものを進めていただきたい、と思うところであります。

国民保護なんですけれども、最初に1回だけを開いて、最初の1回は委員長を決めたり委員の皆さんを紹介したり、後は会議はどういうものか等の説明だったと思うんですけれども。逆に言うと、それから何年も開催されていないものに、いざ、突発的な危機状況というものが起こった時に、すぐに集まって会議を開くということが出来るのでしょうか。もう何年も集まることがない様な会議、「えっ、俺、委員だったの」という様な方々だって当然いると思うんですけれども。そういう様なもので、速攻性の会議というものが求められているのではないかと私は思うんですけれども、そこら辺の対応というのは大丈夫なんだと言えるものなんでしょうか。

- ●委員長(大野委員) 総務課長。
- ●総務課長(會田課長) この国民保護会議と防災会議につきましては、かなり重複した委員の方になっていただいてます。当然、厚岸町の関係機関の方々にお願いをしているところでありますが、その辺の情報につきましては、毎年度、当然関係機関、道、国の関係機関は関わってきますので、異動等も情報を得ながら、毎年度異動に伴って、替るところは委員の情報を得て委嘱をさせていただいているということですから、その関係機関、各機関毎に誰が委員かということは、それぞれの機関の中で捉えていただいていると。ですから、何かあった場合については、その様な、委員が言われた様なことはないだろうと考えております。

(「はい、わかりました。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、進みます。 257ページ、9款 教育費、1項 教育総務費、265ページまで。

(なし)

●委員長(大野委員) 2項 小学校費、275ページまで。

(なし)

●委員長(大野委員) 3項 中学校費、281ページまで。

(なし)

●委員長(大野委員) 4項 幼稚園費、ございませんか。

- ●委員長(大野委員) 5項 社会教育費、299ページまで。4番、石澤委員。
- ●石澤委員 285の、友好都市こども交流というのがあるんですけれども。これはどうい う成果があって、子ども達の変化はどうなのか。それから、これからどの様に続けてい

くのか。

- ●生涯学習課長(桂川課長) 友好都市子ども交流事業、27年度は子ども達15人が村山に行った事業なんですけれども、効果と言いますか、行った子ども達は非常に相手の子ども達と色々交流をして楽しんでいた様ですし、凄く色々な面で村山のことを知り得たし、厚岸のことも色々お話し出来たりして、そういう意味で子ども達の交流を通じての意味合いが強いんだろうな、そういう交流を通じてのものは良いんだろうと思うんですけれども。その後に感想文とかもいただきますけれども、その中でも色々とそういうものが出てきていますので、これからも続けていきたい事業ではあります。
- ●委員長(大野委員) 4番、石澤委員。
- ●石澤委員 行く子ども達の範囲というのは、結構限定されるんでしょうか。それとも、 全町の子ども達に大きく開かれているものだったんですか。
- ●委員長(大野委員) 生涯学習課長。
- ●生涯学習課長(桂川課長) 全学校の高学年、基本的には4年生から6年生なんですけれども、多くなった場合には5年生・6年生を中心にということで行っております。
- ●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、次進みます。 6項 保健体育費、307ページまで。

(なし)

●委員長(大野委員) 11款・1項 公債費。

(なし)

●委員長(大野委員) 309ページ、12款・1項 給与費。

(なし)

●委員長(大野委員) 13款・1項 予備費、ございませんか。

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳出を終わります。
- ●委員長(大野委員) 次に313ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

●委員長(大野委員) 次に、314ページから323ページまでは、財産に関する調書です。

(なし)

- ●委員長(大野委員) 総体的にございませんか。 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 総体的な話をさせていただきます。交付税関係、平成27年度の交付税、記載があるんですけれども。平成26年度から見ると、厳しい厳しいと言われる中で、まずまずの交付税の算入を受けたなと理解しております、私自身は。町としてはどの様に捉えておられるのかな。

それから28年度に向けての、ますます厳しくなってきているという情報は聞き及んでいるのですが、町としてどの様に捉えておるのか。それが総体的に町として新たなそういう状況を受けて、どう考えているのかもお尋ねさせていただきます。

- ●委員長(大野委員) 税財政課長。
- ●税財政課長(星川課長) 交付税という部分ですので。基本的には、普通交付税と特別 交付税がございまして、普通交付税のほうでいきますと、26年度から27年度を比べてですね、比較すると交付税の額自体は、26年度に比べて27年度は6,500万円ほど増えてございます。なので、27年度だけの部分を考えると、交付税については減額せずにその分が交付されてきたということになりますけれども、その交付された主な要因につきましては、今、創成の部分で、国のほうがその部分で強化してますので、その分に見合った費目が交付税として、交付額が増えているという要因になってございます。

これが28年度にいきますと、その交付税の前段の、当初予算の段階でも申し上げましたけれども、28年度の交付税については、その基準となる国勢調査の人口が減ったということもございまして、今現在、28年度の交付額でいきますと去年に比べて約3,600万円ほど減額されてございます。それに加えて、臨時財政対策債と言われるものもございます、その分も減っていますので、総体的には減額にあるということなので、この普通交付税だけを考えると、財政的には厳しいというふうに言わざるを得ないという状況でございます。

国のほうでは平成30年までは、地方一般財源総額は確保するよと言っておりますけれども、実際的には税収が伸びないで落ち込んできたり、あとはこの交付税が落ち込んで

くると、下がってくると、厚岸町の一般会計に与える総額自体が、交付税でいきますと、 決算に占める割合が大体4割程度が交付税が占めておりますので、その分が減額される と、やはり財政運営上にとっては厳しいものになるというふうに私どもは踏まえており ますので、そういった部分も踏まえて、交付税が減ってくると必然的にそれを補完する 財源が必要となりますので、そういったものも確保させていただきながら、厳しいなが らも、ここは続ける事業は続けていかなければならないので、そういった財源を確保し た上でやっていきたいと考えてございます。

(「いいです。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他に、総体的にございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。

よって、「認定第1号 平成27年度厚岸町一般会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長(大野委員) 休憩します。

午後1時52分休憩

午後1時53分再開

●委員長(大野委員) 再開いたします。

次に、「認定第2号 平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

●委員長(大野委員) 328ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。 1款 国民健康保険税。

●委員長(大野委員) 3款 分担金及び負担金。

(なし)

●委員長(大野委員) 4款 国庫支出金。

(なし)

●委員長(大野委員) 5款 療養給付費等交付金、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 6款 前期高齢者交付金。

(なし)

●委員長(大野委員) 7款 道支出金。

(なし)

●委員長(大野委員) 9款 共同事業交付金。

(なし)

- ●委員長(大野委員) 10款 繰入金。 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 ここで、まとめて聞きます。まず、1款ずつなものですから、なかなか掴みにくいので。対平成26年度と平成27年度の収入関係、それから歳出関係がどの様になっているのか。最終的には、繰入金に影響があると思うんですが、担当課としては、大雑把な聞き方かもしれませんけれども。それぞれ収入がどうなった、それから支出、それに伴う繰入れが結果的にこうだというのを、対前年対比で説明を求めます。
- ●委員長(大野委員) 町民課長。
- ●町民課長(石塚課長) 平成26年度と平成27年度の会計の状況ということで、平成26年度、それから平成27年度共にですね、給付に充てる財源が、要は保険税の部分になりますが、不足をしている結果になっております。

平成26年度につきましては、財源不足分が約8,500万。平成27年度につきましては、 財源不足分が、財源不足分といいますのは給付に充てる財源のことでございますが、 5,800万円ほど収入が不足していると。この大きな要因でございますが、26・27ともにですね、前期高齢者交付金、65歳以上の医療費に充てる交付金がございますが、この部分が前々年度の精算というのが入ってきます。通常ですと、その年にもよるんですが、約2億8,000万から3億弱、その程度の収入が計算されるところでありますが、前々年度の精算で、この2年間およそ8,000万から8,500万程度マイナス、相殺をされますが、それで2億ちょっとの収入となっております。その部分が一番大きな要因となりまして、26・27ともに給付に充てる財源が不足しているということになってございます。

ご質問にないんですが、28年度につきましては、この部分が国の支払基金、国の算定省令が出まして、支払基金のほうから通知額が来るわけですが、それが3億1,000万ほど確保されますので、28年度については、ここまでの財源不足には落ちないだろうというふうには考えてございます。

- ●委員長(大野委員) 南谷委員。
- ●南谷委員 27年度は26年度より若干繰入れが少なくなっていますよね。それよりも28年度は、収支的に今言われた様に3億位のものが、もう少し国のほうからの繰入れが多くなるから、国保会計としてはやや改善されるという見通しだということで、理解をしてよろしいんでしょうか。
- ●委員長(大野委員) 町民課長。
- ●町民課長(石塚課長) 現在、まだ給付について、まだ半分見えていない中での見通しではありますが、現在のところは未確定ではありますが、事務方としてはその様な見通しを立ててはおります。

ただ、国の負担金、それから交付金関係が最終的には来年3月にならないと決定しませんので、予算については支払い等がございますので、その辺は安全をみて進めていきたいというふうに考えております。

(「はい、いいです。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、12款 諸収入。

(なし)

●委員長(大野委員) 以上で、歳入を終わります。

●委員長(大野委員) 次に、336ページ、歳出に入ります。 1款 総務費。

(なし)

●委員長(大野委員) 2款 保険給付費、346ページまで。ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 3款 後期高齢者支援金等。

(なし)

●委員長(大野委員) 4款 前期高齢者納付金等。

(なし)

●委員長(大野委員) 5款 老人保健拠出金。

(なし)

●委員長(大野委員) 6款 介護納付金、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 7款 共同事業拠出金。

(なし)

●委員長(大野委員) 8款 保険事業費。

(なし)

●委員長(大野委員) 9款 諸支出金。

(なし)

●委員長(大野委員) 11款 予備費、ございませんか。

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳出を終わります。
- ●委員長(大野委員) 356ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

●委員長(大野委員) 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございま せんか。

(異議なしの声)

- ●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。 よって、「認定第2号 平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。
- ●委員長(大野委員) 次に、「認定第3号 平成27年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳 入歳出決算の認定について」を議題といたします。

(なし)

●委員長(大野委員) 361ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。 2款 使用料及び手数料。

(なし)

●委員長(大野委員) 4款 道支出金。

(なし)

●委員長(大野委員) 5款 繰入金。

●委員長(大野委員) 6款 繰越金。

(なし)

●委員長(大野委員) 7款 諸収入。

(なし)

●委員長(大野委員) 8款 町債、ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳入を終わります。
- ●委員長(大野委員) 次に、363ページ、歳出に入ります。 1款 総務費。

(なし)

●委員長(大野委員) 2款 水道費。

(なし)

●委員長(大野委員) 4款 公債費。

(なし)

●委員長(大野委員) 5款 予備費、ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳出を終わります。
- ●委員長(大野委員) 371ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 総体的にございませんか。

●委員長(大野委員) なければ、以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございま せんか。

(異議なしの声)

●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。

よって、「認定第3号 平成27年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長(大野委員) 次に、「認定第4号 平成27年度厚岸町下水道事業特別会計歳入 歳決算の認定について」を議題といたします。

(なし)

●委員長(大野委員) 376ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。 1款 分担金及び負担金。

(なし)

●委員長(大野委員) 2款 使用料及び手数料。

(なし)

●委員長(大野委員) 3款 国庫支出金、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 5款 繰入金。

(なし)

●委員長(大野委員) 6款 諸収入。

(なし)

●委員長(大野委員) 7款 町債、ございませんか。

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳入を終わります。
- ●委員長(大野委員) 次に、380ページ、歳出に入ります。 1款 下水道費

(なし)

●委員長(大野委員) 3款 公債費。

(なし)

●委員長(大野委員) 4款 予備費、ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳出を終わります。
- ●委員長(大野委員) 390ページ、実質収支に関する調書です。

(なし)

●委員長(大野委員) 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。
  - よって、「認定第4号 平成27年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。
- ●委員長(大野委員) 次に、「認定第5号 平成27年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳 出決算の認定について」を議題といたします。

●委員長(大野委員) 395ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。 1 款 保険料。

(なし)

●委員長(大野委員) 2款 サービス収入。

(なし)

●委員長(大野委員) 3款 分担金及び負担金。

(なし)

●委員長(大野委員) 4款 国庫支出金。

(なし)

●委員長(大野委員) 5款 支払基金交付金。

(なし)

●委員長(大野委員) 6款 道支出金、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 7款 財産収入。

(なし)

●委員長(大野委員) 8款 繰入金。

(なし)

●委員長(大野委員) 9款 繰越金。

(なし)

●委員長(大野委員) 10款 諸収入、ございませんか。

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳入を終わります。
- ●委員長(大野委員) 次に、401ページ、歳出に入ります。 1款 総務費

(なし)

●委員長(大野委員) 2款 保険給付費。

(なし)

●委員長(大野委員) 4款 地域支援事業費。

(なし)

●委員長(大野委員) 5款 介護給付費準備基金費。

(なし)

●委員長(大野委員) 7款 諸支出金。

(なし)

●委員長(大野委員) 8款 サービス事業費。

(なし)

●委員長(大野委員) 9款 予備費、ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳出を終わります。
- ●委員長(大野委員) 419ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 総体的にございませんか。

●委員長(大野委員) なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。

よって、「認定第5号 平成27年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算について」 は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長(大野委員) 次に、「認定第6号 平成27年度厚岸町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

(なし)

●委員長(大野委員) 424ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。 1款 後期高齢者医療保険料。

(なし)

●委員長(大野委員) 3款 繰入金。

(なし)

●委員長(大野委員) 4款 繰越金。

(なし)

●委員長(大野委員) 5款 諸収入、ございませんか。

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳入を終わります。
- ●委員長(大野委員) 次に、426ページ、歳出に入ります。 1款 総務費。

●委員長(大野委員) 2款 後期高齢者医療広域連合納付金。

(なし)

●委員長(大野委員) 3款 諸支出金。

(なし)

●委員長(大野委員) 4款 予備費、ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳出を終わります。
- ●委員長(大野委員) 430ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。

よって、「認定第6号 平成27年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長(大野委員) 次に、「認定第7号 平成27年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

- ●委員長(大野委員) 435ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。 1款 サービス収入。 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 1款・1項・1目ですか、施設介護サービス費収入。当初予算が6,400万、補正で減額していますよね、1,100万。調定が6,600万になっているんですよ。ということは、当初はここで下がって、実質、わざわざ補正で減額しているのに、調定額が当初より高いんですよ。この理由についてお尋ねをさせていただきます。
- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) 当初予算につきましては、6,427万6,000円の調定だったが 1回減額しているという内容でございました。減額している理由につきましては、前年 度繰越金、剰余金が発生しておりましたので、事業の遂行の状況を見ながら前年度繰越 金を充当する中で、支出に合わせた収入の調整ということが行われました。

決算につきましては、その繰越金も全部含めた中で、サービス費の収入の全額を調定 するという段階で、また元に戻して実質的な収入の全額の計上を図ると。これは毎年同 じような計上の仕方で行われているという状況でございます。

- ●委員長(大野委員) 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 毎年こうですよと言われれば、ぐうの音もでないんだけど。

事業計画というのは、前から僕は争点になっているんだけども。繰越金は繰越金で分かる様な経理をしてもらわないと、何かキツネにつままれた様な、いつもそういう数字のやり方では、それがルールだと言われればそうかもしれないけれども。もう少し分かるような、せっかく事業計画立てた、計画というのは目標数値なんですよ。繰越金だとか、そういうものがあるからどうのこうのというのは分からない。会計上こうだと言われれば、それまでかもしれないけれども、それであればもう少し、実態に合った計画というものを、やっぱり議員にも分かる様な方法を取るべきじゃないですか、如何ですか。

- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) ちょっと不足しておりました。次の8款 繰越金ということで、当初予算では計上になっておりません。これは未確定というところでした。それが計上されまして、今、委員が仰います様に、額がはっきりしなかったということでございますけれども、1,313万5,000円、この分の繰越金の計上がなされて、途中で補正減額して、最後にこれの調整に入ったということでございます。

ですから、事業計画自体はきちんとしたものを持っていますけれども、繰越金の計上をせざるを得ませんので、そこで一旦、経常経費のほうの総支出額と見合うような形で、

これを一度整理しなくてはならなかったということでございます。

- ●委員長(大野委員) 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 今後も、こういう経理をしていくんですかね。やっぱりこれ、分かりにくいですよね、はっきり言って。キツネに騙されている様で。やっぱりもうちょっと分かる様にして欲しいなと思いますよ、如何ですか。今後だよ。もうここに出てきているから、今更駄目だという気はないから。
- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) 会計の手法では、こうならざるを得ないということで説明をさせていただきましたけれども、繰越金が大きくなってきたという根本的な要因と言いますか、それについては、職員体制がまだ不十分だということで臨時対応をしているということで、繰越金がある程度、24年から上積みになってきているということがありますけれども、そこがきちんとされれば、そんなにそんなに毎年剰余金も発生しないのかなと思いますけれども、この辺についての対応については、今、財政とも、1,700万円もありますから、どういうふうな会計処理をするかということでは、協議をさせていただいておりますので、今後検討したいというふうには、今時点でも協議をしておりますけれども、考えたいなというふうには思っております。
- ●委員長(大野委員) 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 それぞれ、委員さん、考え方あると思うんですよ。積んでおくのが駄目だとか、そういう誤解してもらっては困るんです。やっぱり計画は計画、お金の動きはきちっとして欲しいし、ここで貯まるから病院がゆるくないからこっちに引っ張るとか、そういう議論にすり替えて欲しくないんですよ。やっぱり、会計は会計できちっと分かり易い様にしていただきたいし、そのことで、そこで、その場で働く皆さん、収益は上げるべきものではない趣旨のものもあるかもしれない。やっぱりせっかく頑張っているのであれば、組織として頑張っている数字がここに出てきていると思うんです、僕は。ですからそういう意味では、やはりきちっとそういうことが励みになるような経理をしていただければなと、私は思うんですけれども、如何でしょう。
- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) 繰り返しになりますけれども、計画自体はですね、当初予算と決算を見ていただいてもそんなに変わっていないということなんですが、経理の仕方上ですね、予算計上の仕方上こうなっているということではありますけれども。

先ほども申し上げました様に、その金額が1,700万円になったというところでは、大きなものになっておりますので、今後財政とも協議をさせていただいて、毎年、繰越繰

越になりますと、段々額が大きくなっていくということもありますので、検討させていただきたいなとは思います。

ただ、事業の推移としては計画とはそれほど動いてはいない、波はないというふうに 捉えていただいて構わないと思います。

(「いいです。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、進みます。 8款 繰越金。

(なし)

●委員長(大野委員) 9款 諸収入、ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳入を終わります。
- ●委員長(大野委員) 437ページ歳出に入ります。 1款 サービス事業費。

(なし)

●委員長(大野委員) 2款 予備費、ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で歳出を終わります。
- ●委員長(大野委員) 441ページ、実質収支に関する調書です。ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 総体的にございませんか。

●委員長(大野委員) なければ、以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございま せんか。

(異議なしの声)

●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。

よって、「認定第7号 平成27年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- ●委員長(大野委員) 次に、「認定第8号 平成27年度厚岸町水道事業会計決算の認定 について」を議題といたします。
- ●委員長 (大野委員) 決算書の9ページ、決算報告書収益的収入及び支出から進めてまいります。

収入、1款 水道事業収益、ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で収入を終わります。
- ●委員長(大野委員) 次に、支出に入ります。 1款 水道事業費用、ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で支出を終わります。
- ●委員長(大野委員) 次に、10ページ、資本的収入及び支出に入ります。 収入、第1款 資本的収入、ございませんか。

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で収入を終わります。
- ●委員長(大野委員) 次に、支出に入ります。 第1款 資本的支出、ございませんか。

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で支出を終わります。
- ●委員長(大野委員) 1ページにお戻りください。8ページまで事業報告書です。ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) 11ページから18ページまで財務諸表です。ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) 19ページから24ページまでは付属明細書です。 3番、堀委員。
- ●堀委員 資料要求をしました。有形固定資産の明細関係の資料を要求させていただきま した。ありがとうございました。

何点か、見て疑問に思うところがあるので質問をさせていただくんですけれども、まず、1個1個聞いていこうと思うんですけれども、土地については 、例えば門静の浄水場敷地というものは、この調書の中には入ってこないのかというものはどうなんでしょうか。

- ●委員長(大野委員長) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) 現在の浄水場の用地なんですけれども、水道事業会計がまだ法 適用を受ける以前に、特別会計としては存在していたんですけれども、法適用を受けて 資産算定をしてという段階で、当時からあそこは近くに学校があって、元々町有地だっ たということもあって、そのまま資産として引き継がないで、町有地のまま現在に至っ ているということを聞いております。

特に水道事業で取得しなければならないということではなくて、町有地に浄水場が建っているということで、事業運営に特に支障がないというふうに考えますので、資産としては計上されていないということになります。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 そうすると、借地権というのは、町と水道企業との借地契約とかいう点での、 そういう権利関係というものは行われていないということで、理解してよろしいんでしょうか。それが、良いのかどうなのかということの疑問がまず浮かんでくるんですけれ ども、それについてはどうなんでしょうか。

- ●委員長(大野委員長) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) 一般会計と企業会計の企業間の用地の貸借関係、多分、正式に 結んだとしても有償ということにはならないと思うんですが、その辺は現在、きちんと された形では残ってはおりませんので、ちょっと課題ではありますけれども、先ほど言 った様に事業運営には支障がないと。

ただ、現在の浄水場が企業が所有する土地ではなくて、町有地に建っているということについては何らかの形で、特に一般会計の財産管理の関係からすると、その点は今後、明確にしなければならない事項だと認識しております。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 分かりました。そこら辺は、さし当たって厚岸町が水道企業を売るとかという話にもならないわけですから、良いのかなとも思うんですけれども。ただ、やっぱり権利関係ですから、そこは明確なものがあってしかるべきじゃないのかなと思うので、今後の検討として考えていただきたい。

次に建物なんですけれども、門静の浄水場というのは、この建物の中には入ってこないんでしょうか。ここには配水池、これは苫多の配水池のことを言っているのかと思ったんですけれども。浄水場も、屋根改修の分の1,520万円分のものしか書いてないんですけれども。例えば門静にある浄水場本館ですね、あれについてはここに含まれてこないのかという疑問が出るんですけれども、それについては如何でしょうか。

- ●委員長(大野委員長) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) 浄水場本体につきましては、4ページの浄水設備第3次拡張ということに全て含まれるものになります。

現在の浄水場・取水場を含めて第3次拡張事業で全てのものを総体的に取得していますので、計上としては導水とか取水施設の構築も含めて、番号で言うと38番浄水設備ということで計上されております。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 なるほど。でも、どうなんでしょうか。ただ、そのあとの屋根改修というのは 建物のほうに入っているんだよと。建物と建物附属設備というのは固定資産の分類表の 中で、ひとまとめで見ることが出来ると思うんですけれども。こちらの構築物について は、別物ですよね。あくまでも建物とは違うものですよね。でも、あの浄水場自体は、 明らかに建物として見ておかしくないものだ、というふうに思うんですけれども、これ は誤りではないのかなと私は思うんですけれども、分類の。どうなんでしょうか。

- ●委員長(大野委員長) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) これは地方公営企業法の規則で償却の方法ということが定められてまして、個々に、例えば工事、水道管とか装置の改修事業についてもここに載せておりますが、配水池とか取水施設、浄水場については、例えば浄水場について言いますと機械装置もありますし、電気設備もありますし、色んなものがありますけれども、それを一括して償却資産として計上することが出来るということと、これも例えば電気設備ですと通常15年から20年の耐用年数・償却年数なんですが、一括して含まれる場合には、ここにある様に65年というふうに、一括して処理しても差し支えないという規定がなされております。そういうことで、この様な形になっているというふうに認識しております。
- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 分かりました。そもそもの話で、そもそもこの取得価格というものがずっとあるんですけれども、土地や立木から始まってですね、機械・器具及び備品までですね、この取得価格というのは、変更されるものなんでしょうか。

例えば1,000メーターの配水管のうち、1,000万円の取得価格の財産がありましたよと。 その内100メーターを敷設替えしましたとなった時に、もともと1,000万円だったものの 価値が変えているのかどうなのか。これについてお伺いしたいんですけれども。

- ●委員長(大野委員長) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) その場合は、会計処理上は敷設替えをした場合には、そのものの全体の価値が変わらなければ、部分的なものであればそのまま、修理と扱いはさほど変わりませんが、一定距離になって、その資産価値がその様に上がる様な場合については、よく道路工事で支障となる部分、保障算定する時には部分的に減耗して価値を上げるという操作をします。

今、言われた敷設替えをした場合なんですけれども、償却自体は、正式な償却方法をとりますと、その分を資産減耗して処理をするという扱いにします。ただ、当時かなり古い敷設のものが圧倒的に多いんですけれども、当時、敷設替え、道路の色々な制約などがあって、敷設替えをする時に古いものをある程度活用しながら、切り替えるために活用しながら残して、新たなものをさらにその上に加えるという工事方法を取っていた関係もありまして、実は償却そのものについては、ほとんどが変更されないまま敷設替え部分について、新たに償却しているという現状にあります。

ですからどこかの時点で、残っている分については、資産減耗として処理をする必要が出てきますが、なかなかそこまでいっていないものが多いというのが現状でございます。ただ、水道メーターのように明らかに8年で償却するものは、予算を見ていただくと分かるとおり、資産減耗ということで会計上の処理をしていますが、水道管についてはその様な扱いをしていた関係があって、なかなかそういう扱いになっていない部分が

多いというふうに認識してございます。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 そうですよね。だから、資産減耗を本来はしていかなければ駄目なんですよ ね。今、課長はそれをやっていないと言うんだけれども。ここでいう減価償却の書類、 正しくないということになってしまうと思うんですけれども。

本来であれば、地方公営企業法の第9条、「固定資産が滅失し、若しくは償還され、 又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その都度、それらの割合に応じ てその帳簿価格を減額しなければならない。」というふうに決まっているんですけれど も、それをやってきていないということですよね。であれば、この決算書どうするのと いう話に行き着いてしまうんですけれども。誤りがそのままじゃないのというふうに思 うんですけれども、如何でしょうか。

- ●委員長(大野委員) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) 工事の関係でどうしてもそういう形で残っているというものについて、今言われた様に厳密にいうと実際には活用されていない、現物としては残っているけれども活用されていないものについては、確かにそういう処理が必要だろうというふうに思います。

ただ、現状それを撤去して処分するということに至っていない現状でどうするかというところで、その資産価値をどう見るかというところになるかと思うんですが。ただ、その処理をする場合については、今言った様に資産減耗という会計上の処理が必要になってきて、相当な費用がかかるだろうと思っています。かなり長い期間に渡って色々な敷設替え工事をやられていますので、どこの部分というところを精査するのにも、非常に時間も要しますし、この扱いについてはちょっと検討をしたいなと思います。

厳密に言えば、その様に実際に資産として活用されているということが明確でないものについて、その資産計上されたままで減価償却されているというのは、適切とはいえないということになろうかと思います。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 ですから、誤りなんですよ。ただ、誤りを私がた、誤りのままで認定すれば良いのかということになってしまうんですよね。今、課長のほうでは、これを精査するには相当時間がかかるんだと。会計上の処理ですから、帳簿上の処理ですから、それが露わになったからといって、水道企業会計がショートしてしまって、事業運営が出来なくなるとかそういう様な問題ではないですから、あくまでも公営企業法で定められている会計法上の不備というものが分かった段階において、私たちのほうでそれをそのまま認定に及ぶということをしてくれ、という上程だということになってしまうんでしょうか。そこら辺を再度聞かせていただきたいと思います。

今回、平成27年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書のほうで、支出の 第3項のところに減損損失というものが出てきます。電話加入権の減損ですね。資料の ほうでも減損損失については載っているわけなんですけれども、そこで疑問に思うのは、 委員長、済みません、若干戻るかもしれないんですけれども、16ページですね、注記の 部分で、減損損失に対しての説明書きが一切ないんですけれども、これで良いのかどう なのかという疑問があるんですけれども。公営企業法の施行規則の第9章の第35条には、 「会計に関する書類には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記 し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。」となっていまして、 その第1項の第5号には、減損損失に関する注記というものが明記されているんですけ れども。注記の中には、何もない。水道企業会計の悪いところは、減損損失において、 この決算書自体には、どこにも載ってこないんですよ。病院のほうは、固定資産の明細 書の中で括弧書きで減損損失というのがあるから、減損損失があると分かるんですけれ ども。水道のほうは、悪いことに後出しの何も残らない説明資料にしか、小さいところ にしか減損損失としか載っていないんですよね。本来は減損損失のときは注記の部分に 載せていなければならないですよね。減損損失があったときに何を載せるかというもの も、それもきちんと施行規則の第41条で決まっていますよね。それらがない決算書、私 たちに見させて、これで認定してくれということで良いのかどうなのか。先ほどの件も 含めてお答え願いたいと思うんですけれども。

- ●委員長(大野委員長) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) まず、電話加入権の減損損失の関係なんですけれども、減損損失をするようになったのは、平成26年度からの会計基準の見直しによって、この様な扱いをしなさいということになっています。ちょっと今、手元にないんですが、平成26年度の決算書には、その処理をしたことを注記に記載したと思っております。それ以降、貸借対照表については、その変更後の金額をそのまま載せていますので、特にこの年度でその表記は注記の中に、そのことについては記載はしていないということでございます。

特に水道管の償却資産の関係ですが、これについては、ものが現存しているということを、どう捉えるかということにもなりまして、その扱いについては、まだ撤去して処分ということには至っていませんので、有効な資産かと言われれば疑問の残るところではありますけれども、撤去・処分に至っていないという、宙ぶらりんな状況でありますので、その辺の処理については、今後検討していきたいなというふうに思います。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 減損損失、なるほどね。5万4,600円は損金で出して、帳簿上は10万8,000円、なるほどな。3年で落としていくということで良いのかな。分かったんだけれども、やっぱりそれにしても、今年も減損損失があるということの注記はやはり必要でしょう。 一番最初だけ注記が必要で、後は1回やったから計算書上は何も出さなくて良いなんて

ならないと思うんですよね。毎年、減損損失をするんだというのであれば、その減損損失は一体何なのか、どの様になって、これが3年目なんだ、2年目なんだという形で、そのような説明が必要なのではないかと思うんですけれども、如何なものなんでしょうか。

- ●委員長(大野委員長) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) 電話加入権の減損損失については、26年度1回で処理している と思っています。ですからそれ以降について、毎年、過去に処理したことを注記に全て 書き込むということにはならないのかなというふうに思います。
- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 違いますよ、課長。平成27年度厚岸町水道事業会計決算にかかる収益的収支説明書・消費税抜きというものの、支出の第3項の(2)には、減損損失5万4,600円と載っているんですけれども。

私の勘違い・・

(「26年度になります、27年度ではなく。」の声あり)

- ●堀委員 この資料は違うのかな、私の持っている資料。ここに書かれているのはあくまでも、どう理解すればいいんですか。
- ●委員長(大野委員長) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) 説明書の欄、26年度と27年度を比較しています。減損損失を計上しているのは26年度です。それでこの比較表は26年度と27年度を比較した表ですので、減損損失が27年度ゼロになった要因が、そこに、説明欄に記載されているのでその様に捉えられたのかなと思います。よろしくお願いします。
- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 分かりました、失礼いたしました。それでも、残り、無形固定資産明細書には 10万8,000円あるわけですよね。先ほど地方公営企業の会計制度の見直しによって減損 損失というもの、電話加入権については減損損失しなければならなくなったというので あれば、今ここに残っている10万8,000円というのは、・・・。なるほど、良いのか。 これについては、このような表示をしていかなければならないのでしょうか、会計上。
- ●委員長(大野委員長) 水道課長。

- ●水道課長(遠田課長) 会計制度の見直しによって、電話加入権は、俗にいう時価、取得価格ではなくて、時価の価値で載せるということですから、この価格で載っているということについては問題がないというふうに思います。
- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 そちらのほうについては、何かおかしい様な気もするんだけど、分かりました。 ただ、前段のほうですね、資産の関係、何を心配するかというと、例えば1,000メータ 一の水道管を敷設する時に1,000万円かかりましたよ。また1,000メーターを、今の課長 のやり方、会計のやり方だと、また、その1,000メーターを全部やり替えたにしても、 資産価値としてこちらのほうに載っているんじゃないのということで、ダブルで計上が されるのではないかと心配するんですよ。

確かに課長は、古い管が残っているものと言っているけれども、実際には最近の工事だと、当然古い管は撤去して新しいものを入れてといった時には、本来であれば新しい管を入れて古い管を撤去した分というのは、きちんと減耗処理をしなければ、やはり資産がどんどんどんじんがしていく話になりますから、それは適切な会計処理ではないのではないかという中では疑問に思います。それ自体は、地方公営企業法自体で当然、それを許されているというふうにはなっていないから、誤りではあるんですけれども、誤りのまま認定すれというのであれば、困ったなというふうに言いたくなるんですけれども。百歩譲って、いつまでになったら、それをしっかりとした調書として作り上げることが出来る、こちらの固定資産明細書を全てやり替えることが出来ると言明していただけるんでしょうか。

- ●委員長(大野委員長) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) 部分的な除却をする場合と、全てを敷設替えした場合については、確かに処理としては、資産減耗で費用の処理をしなければならないんですが、大半が部分的な敷設替え、道路改良に伴って部分的・部分的というのがほとんどという状況では、そのまま償却を続けて、全て償却したとするときに、併せて除却するという方法もとれるかと思います。

ただ、その内容について、全て今、手元でこの部分がどうというのがすぐ出ないものですから、どういう扱いにするかは、すぐに明確に答えることは出来ないんですが、全面的な敷設替えというよりも部分的な敷設替えがほとんどですから、償却方法として敷設替えした部分の償却に合せて、同時に償却するという方法もとれるのではないかと思っておりますので、いつまでそれを精査するということは中々ボリュームが多いものですから、明確に答えることは出来ないんですが、そういう方法を基本に検討してまいりたいと思っています。

●委員長(大野委員) 3番、堀委員。

- ●堀委員 だから私、言ったんですよ。地方公営企業法施行規則の第9条には、その都度、 それらの割合に応じて帳簿価格を減額しなければならない、というふうに書かれている んですよ。だから私は、この様な質問をしているのであって。本来であれば、その都度 やってこなければならないことをやってこなかったものなんですよ。それを、のほほん と構えられて、沢山あるからいつまでになるか分からないと言われても、そのままこの 決算を認定すれと言われても、ちょっと困るんですけれども。どうなんでしょうか。
- ●委員長(大野委員長) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) 今、言われています地方公営企業法施行規則第9条ですが、そこには、今、確かに部分的にという話がありましたけれども、そのものを譲渡し、撤去し若しくは廃棄したときはということが明記されております。

実際には過去にやられた工事、色々な道路工事の制約で現存しているという状況ですから、それが今ですとほとんど撤去と同時にやりますから、そういうことはないんですけれども、当時、過去にやられた分については、法の条文をそのまま当てはめれば、廃棄をまだしていないことになります。撤去し若しくは廃棄している状態に至っていないというふうに解釈すると、その処理については、今すぐということになるかどうかは、ちょっと一考を要するかと思います。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 それはちょっと詭弁です。そうすると、最近の敷設替え工事では、全て古い管を撤去しているから、そこの部分に係る古いところの配水管の財産というものの、取得価格は変えていっているんだということではないんでしょう、今までの議論の中で。昔は埋め殺しといって古い管を残していたんでしょうけれども。今は当然、廃棄物対策のほうで駄目なんですから、きちんと撤去する様になっている。といった時には、その撤去したものがどこかにあるはずなんですよ、この中で。それについて取得価格を変えていっていれば良いんですけれども、変えていないんだから、どうなんですかということなんですよ。あくまでも公営企業法は、その都度といっているんですから。行われた事実が発生した段階で、その所属する会計年度において帳簿価格を減額しなければならないとなっている。ここら辺は考えていただきたいなと思うんです。

誤りを私がたに、そのまま認定してくださいというのは議会人として、決算というものが非常に大事なものとして、我々、議会人ですから捉まえていますし、誤ったままを認定したのであれば「お前ら何やっているんだ」という町民のそしり、ましてや町外の人からも、この決算内容というものを見た時に「何、やっているんだ」という様な誹りを受けるものだというふうに思うんですよね。厳しく言ってしまえば、認定出来るものではないとは思うんですけれども。

ただ、それを直すにしてもボリュームがあるんだと、それは分かります。今までやってきていないんだから。だからこそ、ある程度の期限というものを明確にしていただかなければ、私たちもこのまま認定作業というものに入っていけないというふうに思うん

でうけれども、どうなんでしょうか。

●委員長(大野委員) 休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時30分再開

- ●委員長(大野委員) 再開いたします。水道課長の答弁から始めます。 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) 先ほどの水道管の資産の部分ですね。メーター器やその他のものについては、ほぼ水質器具だとか更新時に除却していますので、そういう問題は生じていないんですが、特に過去敷設した水道管を一時期、道路改良なんかでかなり多く敷設替えをして、その時の処理が除却という処理ではなくて、そのまま減価償却という形で減耗していると。

ただ、公営企業法の施行規則でいう、撤去しているわけではないということもありまして、また今、老朽管の問題、ご覧のとおり、資産がかなり経過しているものが大半ですから、今後、敷設替えと言いますか、管網自体を見直して更新事業を進めていく中で、それを処理していこうかというふうに考えています。ただ、すぐに対応しなければならない資産については、年度内に目処を付けるべく着手して進めていかなければならないものというふうに考えています。

なかなか、数が膨大なものですから、期日をきるのが難しいというのがありますけれども、過去、永く経過したものについては、償却資産の価値もだいぶ少ないですから、 償却価格も少ないですから、全体の更新計画の中で処理していく方向で検討してまいり たいというふうに思います。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 分かりました。少なくとも今後、何年かかけて整理しなければならない問題だということで、来年のこういう時期に行われる決算委員会の時にでもですね、作業の経過というものをしっかりと議会のほうにもお知らせしていただきたいなと思います。

だから、あくまでも手を付けないから良いんだではなくて、きちんと手を付けていく、 そしてそれをしっかり私達にも見せていただきたいと、経過というものをしっかり分か る様な形で、報告というものを求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 以上です。

- ●委員長(大野委員) 水道課長。
- ●水道課長(遠田課長) いつまでという時間を特定出来ないのは申し訳なく思いますが、

ご指摘のとおり適切な処理というふうには言えない内容ですので、極力これについては、 経過も含めて報告をしていきたいなというふうに思います。

(「はい、わかりました。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他、この附属明細書、ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、総体的にございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。

よって、「認定第8号 平成27年度厚岸町水道事業会計決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- ●委員長(大野委員) 次に、「認定第9号 平成27年度厚岸町病院事業会計決算の認定 について」を議題といたします。
- ●委員長(大野委員) 決算書の8ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めて まいります。

収入、第1款 病院事業収益。

8番、南谷委員。

●南谷委員 1款 病院事業収益・1項 医業収益。この関係について、数字を見れば分かるんですが、平成27年度を振り返って、この内容をどう捉えているのか、概略、事務長としてどう捉えているのか教えていただきたい。

また、医業外収益につきましても、さらには広がりますけれども、支出の関係捉えて 最終的にこうなるというものを、ここでお伺いさせていただきます。

●委員長(大野委員) 病院事務長。

●病院事務長(土肥事務長) まず、資料を基に説明させてもらってもよろしかったでしょうか。事前に配らせていただいております、平成27年厚岸町病院事業会計決算に係る収益的収支説明書・消費税抜きというものを配らせていただいております。

まず、医業収益の部分ですが、医業収益は対前年比で15パーセント増です。その内、入院につきましては、患者が1,169人、単価でも2,600円を超える単価増による収入増になっております。それから、外来につきましても、同じ様に患者数2,111人、1人当り540円の増ということで、こちらのも対前年では増加にあります。医業外につきましては、その収益の増加に見合うような形で、他会計補助金、(5)ですね、これが5,700万円程減額になったというところであります。

収支全体につきましては、下にありますように、昨年、制度改正による大きな損失がありましたけれども、今年、27年度については、医業収益の伸びがありまして4,100万円程の増につながったということでございます。もっと大きく言いいますと、この収入の背景というところですが、これは事業報告にも記載させていただいておりますけれども、前年度、26年度からの医師体制がそのまま引き続き、27年度に4月当初から継続されたということで、医師体制がなによりも病院にとっては重要でありますので、その医師体制の下に、さらに平成18年度以来、消化器内科の先生が厚岸にはおりませんでした。ですから、その間、色々検査も出来ない状況にありましたけれども、26・27と消化器内科の先生が来られて、特殊な技術による検査、それから簡単な処置が出来る様になったということでの入院、それから外来の増が大きな要因ではないかと。

もう一つ、26年から、これは年度途中ですけれども、外科の常勤医が着任したと。それが27年度によって、通年で患者の増につながったと、これは入院も含めての話ですが。そういう大きな捉まえの中では、そういう様な背景があって4,000万円程の収支差引黒字ということと、それから一般会計の補助金が、その分、赤字補填の部分が26年度から比べますと、減額になったというふうに捉えております。

- ●委員長(大野委員) 8番、南谷委員。
- ●南谷委員 医業収益が、医師の関係もあって1億ほど伸びた。その結果、他会計補助金も対前年比5,700万円ほど繰入れが少なくて済んだということで、その上、対前年比、比較しても最終的に収益も向上したという理解をして、そのことにつきましては大変敬意を表するものでございます。これからも医師の確保や町民への協力、その他含めて病院の体制を一層強化をしていただきたいと思います。そういう意味では、本当に1年間ご苦労様でしたという思いでいっぱいでございます。

その上で伺うんですが、委員長、広がって済みません、関連があるものですから。一つ疑念に思ったんです。と申しますのは、一借でございます。一借の残高が増えているんですよね、残念ながら、この表を見ると、4,000万程。私は正直言って、年度末の借入残高が残る、短期の残るというのは非常に違和感があると言ったら失礼になるんだけれど、本来であれば、年度末には整理をしていただければありがたいなという思いでいたんだけれども、ただ今の説明を聞いていますと、向上しているんだけれども、結果として資金不足を来しているのかな、というふうに私なりに判断をさせてもらったんです。

年度末で資金ショートしているわけですから。一借の残高が増えていると。この辺は僕は納得がいかないんですよ、正直言うと。経理上、変に操作をすれば、ここの数字は調整出来るのかも知れないけれども、この時点でこういうふうに出てきたということは、それなりにやったんだなという理解をさせてもらったんですが、この辺の捉え方、収支も改善してきているよという一方で、一借が多くなったということは、普通の企業であれば、一借が多くなりましたということは、ちょっと腑に落ちない点なんです、通常であればですよ。その辺、一借が多くなった原因、年度末でも残さざるを得なかった、この辺については事務長としてどう捉えているんですか。

- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) 大体年間を通じて、2ヶ月分の診療報酬というのがずっと遅れて入ってくるという事情もありまして、まず、運営資金が必要だということと。今回だけ増えた理由につきましては、防衛交付金、これが3,800万円程、これが年度を繰り越したという事情がありまして、その間、支払いまでの時期に資金の需要が出てしまったと。本来、3月31日まで収入いただければ、支払いが終わって済んでいたんですが、どうしても工事が年度ぎりぎりになってしまったということもありまして、それらの資金需要が、昨年に比べて増えてしまったということがありまして、やむを得ず一時借入金の増につながっておりますが、本年度に入った時点ですぐ解消しておりますし、一時借入金自体が年度末だけの、今、借入に終わっていますので、一年中借りている状況にありませんので、以前よりは改善はしておりますが、26対27については、そういう特別な事情があったというところで、一時的な一時借入金を起こさざるを得なかったという事情があります。

(「いいです。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で収入を終わります。
- ●委員長(大野委員) 次に支出に入ります。 第1款 病院事業費用。ございませんか。

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で支出を終わります。
- ●委員長(大野委員) 次に9ページ、資本的収入及び支出に入ります。

収入、第1款資本的収入。ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で収入を終わります。
- ●委員長(大野委員) 次に支出に入ります。 第1款資本的支出。ございませんか。

(なし)

- ●委員長(大野委員) なければ、以上で支出を終わります。
- ●委員長(大野委員) 1ページにお戻りください。7ページまでは事業報告書です。

(なし)

●委員長(大野委員) 次、10ページから16ページまでは、財務諸表です。

(なし)

●委員長(大野委員) 次、17ページから22ページまでは付属明細書です。ございませんか。

3番、堀委員。

●堀委員 ここでも資料要求をしたので、関連してお聞きしたいと思うんですけれども。 先ほど質問をさせていただいた水道企業会計と同じ様なことで、また。こちらはきちんと減損損失があったんだよ、というものを明確に明示している。それについては、分かり易くて良いんですけれども。やっぱり、さっき中途半端で終わった、注記のほうにはやはり何かしらないと駄目じゃないのかなと、私だと思うんですよ。この様に表のほうで減損損失というものがあったんだよというのであれば、それを説明するものが注記のほうにないといった中では、今後、企業会計同士でそこら辺を検討してみていただきたいなと思うところであります。

そこで、資料をいただきました。先ほどの水道企業会計と違って、見てのとおり、大体、部分部分を入れ替えるというものが中々ないのかなというものの中では、そういう問題というのはないのかなというふうに受け止めさせていただきました。私が、ぱっと見た中ではそういう問題はないのかなと思いますけれども。ただ、万が一ある時には、やっぱり減失処理という部分の中では、きちんと同じようにしていていただきたいなというように思います。

そこで病院関係の有形固定資産の明細を見ていくと、みなし償却資産というのが出て

くるんですけれども。これについて、説明をまずしていただきたいと思います。

- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) まず最初に、減損損失の関係ですね。注記のほうは、先ほど水道課長も申し上げましたとおり、これは、その年度内に特別にあった事項を記載するというのが前提だというふうに考えておりますが、その後の処理については、病院につきましては決算書の13ページをご覧いただいて、有形固定資産の一番下のほうですね、過去の分として減損損失累計額というものを載せて、資産からこの分の価値をすでにここで落としているということですので、これで判断できるというふうに考えております。それから、後段の部分の水道の事業のほうでもお話がありましたけれども、この資料に基づいた質問を、今いただきました。病院も、実はございます。この資料でいきますと20番目の温水ボイラーですね。それから空調設備、これがまだゼロですけれども、これについては28年度から減価償却が起きますが、きちんと説明をしますと、この13番目の過去の本館 3 階建というところに、本来処理しなければならないものが含まれております。

本来ですね、今、委員が先程来質問をされておりました時に言っておりました第9条 ですね、これは我々も押さえておりました。実は、この割合でというのが大変難しくて、 例えば医療機械ですと買ったものをそのまま入れ替えるということで、こちらは除却、 毎年数百万やっていますが。例えば、今回、ボイラーだけを取り替えて、まだこれは減 価償却、今年の年度の部分ですから、まだこの処理が出来るんですが、配管、それから ポンプ、全てを含んでおりまして、今回取り替えたのはボイラーだけなんですね。その 割合を当時の価格の中で、この20数億円の中でどれ位の割合を占めるのかなということ で、大変難しいと、これを直訳するというのはですね。そういう問題もありますし、こ れは各自治体、我々は病院ですから病院のQ&Aとかを見ますと、本体に含まれている 部分の付帯設備の割合の算出が凄く難しいということで、場合によっては本来の資産価 値を失うような、損ねるような資産減耗になるかもしれない、場合によってはですね。 本来の価格というのが分からないわけですから。そういうこともあってすぐには出来な かったんですが、本年度、28年度の中で見直して対応出来ればなというふうに考えます。 みなし償却と言いますのは、平成26年に行われました企業会計の制度改正によりまし て、過去に取得した資産に補助金等が流動されていた場合は、その補助金等の部分につ いては減価償却はしなくても良いという制度で、これは質問者ご存じのとおりです。耐 用年数を機械的に処理するものですから、耐用年数にその部分を入れていなかったんで すね。そうした時に、その計算から漏れてしまったということで、今回質問をいただい て、この資料を作る際にここの部分の漏れがあったというのが分かりまして、ほとんど は減価償却が終わっている状態にあるんですけれども、これも合せて早い年度内にこの 部分について処理をしたいと思いますが、実際の収支には、もう影響しませんので、資 産とそれから長期前受金、どちらも引き下げると、減額するという形になりますので、 これについては時間をいただきたいなというふうに考えております。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 そうですね。その部分があるので、確かにそれは分かりづらいですよね。

地方公営企業って、実際の企業会計でありながらも、本来であれば再調達価格というものの考え方を本来であれば、もっと突き詰めた方が良いのではないかという様に思うところではあるんですけれども。それは、今の法制度ではないわけですから、それについては言いませんけれども。

そうすると、みなし償却資産については、処理はしているからあれだけれども、記載上残ってしまっているということの中では、これ自体は大きな問題でもないから、例えば来年の決算の時の段階ではきちんとなっているのかなと。ですから、先ほどの水道会計でもそうですけれども、これについては、本当にこれをやったからといって、資金ショートして会社が潰れてしまうとかという問題じゃないんですよね、それは私も良く知っているので。ただ、会計ルールとしてきちんとしていただきたいということの質問なので、それについては速やかなる処理というものをしていただきたいと思います。

あとですね、病院会計に無形固定資産というのがないんですけれども。例えば、下水道分担金、これらというのは、病院は下水道に繋いでいないんですか。そこら辺、どうなんでしょうか。

- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) 前段の資産の除却とか償却とかの部分ですね。ここにつきましては、適切な対応が図られるよう他の自治体病院の色々な問い合わせを見たり、Q & A とか総務省の色々なものを見ているんですけれども、なかなか良い手法がないというところで、もう少し勉強をさせてもらいながら、出来るだけ早く処理を、みなし償却の部分ですね、処理をさせていただきたいということです。

それから、下水道に関しましては、病院の資産にはならなくて、あくまでも受益者負担として、これは経費のほうでお支払いをしている、資産ではなくてということになります。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 そうすると、経費・損金として単年度で処理したということですね。それが出来るんだと、今初めて思ったんですけれども。公営企業法の分類などを見ていると、水道利用権とかいったものと同じ分類で、下水道の分担金も無形固定資産の中に含まれるんだよという様なものがあったものですから、それで病院にないから、あれっと思ったんですけれども、単年度処理をしたということなんですね。単年度処理出来るのかという疑問はあるんですけれども。はい、分かりました。

あと、この資料を見て思ったんですけれども。償却がほぼ終わっているもの、大体残存が100分の10残っているんですけれども。そこでふと思ったんですけれども、水道のほうを見ると100分の5なんですよね。この違いというのは、何かあるのでしょうか。

- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) 10パーセントないし5パーセントまで出来るという規定になっておりますので、病院については、これまで企業会計適用からずっと10パーセントのままで推移しているというところです。どちらが良いとか、どちらにしなければならないという規定ではなくて、5パーセントまで出来るという規定になってございます。
- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 どちらかを選べるということなんですか。地方公営企業法の施行規則の第15条なんですけれども、ここでは「帳簿原価から当該帳簿原価100分の10に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあっては云々」と、率を掛けた額を毎年の減価償却していくんだよといった中で、「ただし」というのがあって、「有形固定資産の原価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の100分の5に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない」という様になっているんですよね。

ということは100分の5までやるものじゃないのかなというふうに、これだけを読むと理解するんですけれども。今言った10パーセントか5パーセントかを選べるというものではないというふうに思うんですけれども、どうなんでしょうか。

●委員長(大野委員) 病院事務長。

(「すいません、ちょっと時間をください。」の声あり)

●委員長(大野委員) 休憩します。

午後3時58分休憩

午後4時26分再開

- ●委員長(大野委員) 再開いたします。病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) 時間を取らせていただきまして申し訳ございません。

今の質問ですが、有形固定資産の減価償却の限度というところだと思います。規則第15条によりますと「残存価格は10パーセントまでと、ただし、有形固定資産の原価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の100分の5に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない」というところを解釈しますと、10パーセントから5パーセントの範囲

という私どもの解釈によりましては、そういうふうに解釈して、今まで10パーセントまでということでしてきております。

ただ、5パーセントまでやるとなれば、やはり収支状況に影響しますので、その辺は 5パーセントまでに残存価格を引き下げて、それを償却するだけの、これまで病院事業 の経営的な体力がなかったということも含めまして、そこまで、限度まではやらなかっ たというふうに認識しております。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 最初に言われた10パーセントまでというのは、どこに書いてあるのかなというのは15条を見ても分からないんですけれども。2年前、26年度から会計制度が変わるよとなった時に収支状況、一時的に悪くなるよという説明がありましたよね。この、みなし償却資産とかも本来、そういう様な処理でやるので一気に負債というか、それが増えてしまうという説明があったと思うんですけれども。それだからといって、100分の5まで減価償却をしていくものを10で止めるという理由には、当然のごとくならない。会計的に苦しいから上げることが出来ないんだよという様なものであれば、不正経理としか言いようがなくなってしまうと思うんですけれども。あくまでも解釈のものだというのであれば、あとは公認会計士にでも見てもらうしかないのかなと思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。
- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) 今の規則の内容では、帳簿原価から帳簿原価の100分の10 に相当する金額を控除した金額に、ですから基本は10パーセントであって、ただし書き に関する部分については、5パーセント以上は超えることは出来ないと。5パーセントを下回る、もっと少なくすることは出来ないというふうに私どもは解釈をして、これまで100分の5に相当する金額、これを超えることは出来ないというふうに、ただし書きの規定を認識して適用してきております。
- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 事務長、それ、全然解釈が違うと思うんですよね。ここに書かれている100分の10というのは「帳簿原価から当該帳簿原価の100分の10に相当する金額を控除した金額に」ですから。「に、定率法によって行う場合は」といって、括弧がずっとあるんですけれども「応じ、別表第4号の償却率を乗じて得た」、あくまでも100分の10を控除した金額というのは、率を掛けるものでしかない。要は、償却額を出すためのものでしかないんですよ。ここまでが良いなんていうのは、どこにも読み取れないんですけれども。それが読み取れるというのは、どうしても理解が出来ないんですけれども。どうなんでしょうか。

- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) うちは定額法を採用しておりますので、この第15条の後段、 定額法によって行う場合云々、100分の10に相当する金額を控除した残りに率を掛ける んです。残りですね、ですから90パーセント。100万円で取得したものの90万円に対し て率を掛けるというふうにここでは記載されています。

ただ、それを超えても出来ると。ただし、それは5パーセント以上の部分については、 残しなさいという規定になっています。そういうふうに認識しております。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 ここは、二つ並んでいると思うんですよ。定額法によって行う場合にあっては、100分の10を控除する金額に、定率法によって行う場合についてはということであって、いずれも「に応じ別表第4号の償却率を乗じて算出した金額とする」、あくまでもこれは償却する金額しか言ってないんですよ。だから、水道の方では5パーセントまで落としているんです、違いますか。10パーセントまで残して良いなんて、どこからも読み取れないんですけれども。
- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) この条文からしますと「当該帳簿原価の100分の10に相当する金額を控除した」、引き去った金額にと言っています。ですから残存価格は10パーセント、限度は5パーセント以上はやってはいけません、5パーセントを下回ることは出来ませんよというのは、「ただし書き」に書いているというふうに解釈すべきだと私は思っております。
- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 この条項は、減価償却額なんですから。残存価格をいくらまで求めるなんてい うものではないんですから、この条項は。減価償却額を出すにはこうしなさいよという ものが書かれている条項なんですよ。だから、10パーセント控除した額に率を掛けたも のを毎年毎年落としていくよと。ただ、毎年毎年落としていった残存というものは、100 分の5を超えてはいけませんよという、単純な話なんですよ。この条文、皆さんにお配 りして、皆さんに確認とってみますか。

だからこそ水道だって5パーセントまでやっているんですよ。水道がやっていて病院がやれない、やらない、そこの理由というものが先ほど言った2年前の会計制度の見直しで、一時的にせよ収支状況が悪化してしまうからというのは、私はね、理由にはならない。もうすでにその時点で、その時にはそうやって会計制度が変わることによって収支状況というものが悪化しますというのは、すでに私方も説明を受けていますから。

これはね、公認会計士さんにでも聞いてみます。残存価格を出すものではないんです

から、ここでは。あくまでも毎年毎年の償却額を出す条項なんですから、ここは。10パーセントで水道だって良いというのであれば、水道だって経営的にそちらのほうが良いというのであれば、水道だってその様にしたはずなんですよ。

- ●委員長(大野委員) 病院事務長。
- ●病院事務長(土肥事務長) 水道事業がどこまでやったかというよりは、病院事業がどこまでやれたかということです。この規定からすると控除する金額を除いたほかは、減価償却をするということをいっています。当然、減価償却をしたあとの10パーセントは残存価格になりうる。それは、ただし5パーセントを超えてはならないですから、10パーセントから5パーセントの間で抑えなさいという規定で私は認識しております。
- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 堂々巡りですから、ここで止めますけれども。先程来、副町長、一生懸命に公 営企業法の本を見られていますよね。条例審査会やなにかも主導する副町長は、条例関 係、法文関係には大変詳しいと思うので、今の解釈というものをいただきたいと思うん ですが、如何でしょうか。
- ●委員長(大野委員) 町長。
- ●町長(若狹町長) これ、平行線。それぞれ担当課長と質問者と、まるで平行線を辿っていることであります。

当然、私も町立病院の開設者でありますが、しかしながら、事務長に会計全てを、決算を含めて、また、予算編成等も含めてお願いをしているところでありますが、私の立場からすれば事務長の見解というものが、ここで、事務長、間違っていると言うわけにはまいりませんので、どうかその点、色々な議論がある様でありますけれども、今回の注記についてもですね、また、水道の会計にいたしましても、色々と議論があったところであります。

色々とありますが、法であります。やはり大事なことであります。そういう面においては法的な解釈の議論で平行線を辿っておりますので、どちらが正しいのかどうかについては、今、私が申し上げたとおりでありますので、どうかその点、今後の課題として、また検討すべきこともあるかも知れない。そういう点につきましては、少し研究させていただければと、そのように思いますので、ご理解をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

- ●委員長(大野委員) 3番、堀委員。
- ●堀委員 分かりました。本当に解釈、堂々巡りになってもいけないと思うので、やはり。 ただ、いずれにしても、2年前の公営企業法の改正というものが、なぜ行われたのか。

それは各企業間の、一般企業もそうですし、公営企業についても決算状況を見た中でそれぞれの状況というものを、出来るだけ企業会計を一般企業のほうに近づけることによって比較のしやすい、企業間のですね、ということで改正されたというふうに私だと理解しております。

そういった中で、今回のように明細をもらって初めて分かるしかないという、水道にしても病院にしてもですね、この様に別に資料を出していただかなければ問題として提起することも出来ない様なもので、今後も決算として出されていては困ると思うので、出し方というのももう少し企業会計については特に、決算書の出し方というものを何か考えてほしいなと。でなければ法改正をして分かり易い様にやったんだというものが、全然有効性を持たないわけですから、そこら辺を研究した中で、より町民や私方に分かり易い決算というものを、作っていただくようにしていただきたいと思うんですが、如何でしょうか。

- ●委員長(大野委員) 町長。
- ●町長(若狹町長) 地方公営企業法に基づく会計が、水道と病院であります。今、ご指摘がございましたとおり、もっと分かり易く、誰が見ても分かる様な方法を考えたらどうかということでありますので、この点についても色々と研究させていただきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

(「はい、わかりました。」の声あり)

●委員長(大野委員) 他ございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、総体的にございませんか。

(なし)

●委員長(大野委員) なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●委員長(大野委員) 異議なしと認めます。

よって、「認定第9号 平成27年度厚岸町病院事業会計決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長(大野委員) 以上で、平成27年度各会計決算審査特別委員会に付託された案件 の審査は、全部終了しました。

よって、平成27年度各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

午後4時44分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成28年10月21日

平成27年度各会計決算審查特別委員会

委員長